

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他記載事項）</p> <p>第六条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 加入する証券業協会の名称</p> <p>二 取引資格を取得する証券取引所の名称</p> <p>三 証券仲介業務（証券仲介行為（証券会社又は外国証券会社の委託を受けて行う法第二条第十一項各号に掲げる行為をいう。第二十七条第十一号を除き、以下同じ。）を行う業務をいう。以下同じ。）を行う場合の委託証券会社（登録金融機関に証券仲介業務の委託を行う証券会社若しくは外国証券会社をいう。以下第二十一条及び第二十七条において同じ。）の商号</p> <p>第八条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の状況の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 親法人等（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十四条の四により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定</p>	<p>（登録申請書のその他記載事項）</p> <p>第六条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、加入する証券業協会の名称及び取引資格を取得する証券取引所の名称とする。</p> <p>第八条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条の二第十項に規定する持株会社（以下「持株会社」という。）の状況として、次に掲げるものとする。</p> <p>一 商号又は名称</p> <p>二 資本の額又は出資の総額</p>

する親法人等をいう。以下第二十一条第十号を除き同じ。）及び子法人等（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定する子法人等をいう。以下第二十一条第十号を除き同じ。）次に掲げる状況

イ 商号又は名称

ロ 資本の額又は出資の総額

ハ 主たる営業所又は事務所の所在地

ニ 事業の種類

ホ 登録申請者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の取引関係

2 | 二 法第六十五条の二第十項に規定する持株会社（以下「持株会社」という。） 商号又は名称

法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券について同号八に掲げる行為を行わず、かつ、同項第四号に掲げる有価証券について同号ロに掲げる行為を行わない登録金融機関については、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、持株会社の状況として、次に掲げるものとする。

一 商号又は名称

二 資本の額又は出資の総額

三 主たる営業所又は事務所の所在地

四 事業の種類

三 | 主たる営業所又は事務所の所在地

四 | 事業の種類

五 | 登録申請者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の取引関係

五 登録申請者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の取引関係

(認可申請書の添付書類)

第十一条 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(法第二十九条第一項第二号に規定する有価証券の元引受けをいう。)を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

2 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項第五号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

3 (略)

(取引報告書の記載事項等)

第十七条 (略)

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものと

(認可申請書の添付書類)

第十一条 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(法第二十九条第一項第二号に規定する有価証券の元引受けをいう。)を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

2 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

3 (略)

(取引報告書の記載事項等)

第十七条 (略)

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるも

する。

一 (略)

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ 有価証券店頭デリバティブ取引（法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。）

ロ 債券等（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く。）及び令第十七条の二に規定するもの（法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券のうち転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券に準ずるもの並びに同項第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであつて買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるもの（いう。））

ハ 水 (略)

三 (略)

のとする。

一 (略)

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ 有価証券店頭デリバティブ取引（法第六十五条第二項第七号に掲げる取引をいう。）

ロ 債券等（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（同項第三号に掲げる有価証券にあつては、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）及び令第十七条の二に規定するもの（法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券のうち転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券に準ずるもの並びに同項第五号の三に掲げる有価証券に準ずるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであつて買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。））

ハ 水 (略)

三 (略)

3 } 6 (略)

(適用除外行為)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、外国市場証券先物取引(法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。)(以下この項において「国債証券等」という。))及び国債証券等のみの有価証券指数並びに法第六十五条第二項第三号に規定する外国債証券に係るものに限る。)(に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為について準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)(各号に掲げる契約を締結しようとする登録金融機関は、当該契約に基づいて行う法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引並びに同項第五号に掲げる取引が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業務の信用を失墜させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

5・6 (略)

3 } 6 (略)

(適用除外行為)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第六十五条第二項第六号ロ及びへに掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為について準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)(各号に掲げる契約を締結しようとする登録金融機関は、当該契約に基づいて行う法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号に掲げる取引及び同項第七号に掲げる取引(以下「法第六十五条第二項の売買等」という。))が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業務の信用を失墜させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

5・6 (略)

(取引一任勘定取引に係る売買の別)

第十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 有価証券指数等先物取引 現実指数又は現実数値(それぞれ法第二十一条第二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。)が約定指数又は約定数値(それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

- 二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数又は店頭現実数値(それぞれ法第二十五条第二項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。)が店頭約定指数又は店頭約定数値(それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

- 三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

(取引一任勘定取引に係る売買の別)

第十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの 現実指数又は現実数値(それぞれ法第二十一条第二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。)が約定指数又は約定数値(それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

- 二 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの 店頭現実指数又は店頭現実数値(それぞれ法第二十五条第二項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。)が店頭約定指数又は店頭約定数値(それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

- 三 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭オプション取引に係るもの オプシ

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別（当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。）

（取引一任勘定取引に係る価格）

第二十条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券指数等先物取引 約定指数又は約定数値
- 二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭約定指数又は店頭約定数

ンを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

四 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別（当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。）

（取引一任勘定取引に係る価格）

第二十条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの 約定指数又は約定数値
- 二 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店

値

三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引
オプションの対価の額

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引の約定
した期間における変化率を算出するためにあらかじめ約定した
有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格

(禁止行為)

第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二
条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に
規定する内閣府令で定める行為は、登録金融機関業務(法第六十
五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について同項各号に定
める行為を行う業務をいう。以下同じ。)に関する次に掲げるも
のとする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引若
しくは有価証券オプション取引(法第六十五条の二第五項にお
いて準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する
法第四十二条第一項一号に規定する有価証券の売買その他の
取引又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション

頭指数等先物取引に係るもの 店頭約定指数又は店頭約定数
値

三 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有
価証券オプション取引又は同項第七号に掲げる取引のうち有
価証券店頭オプション取引に係るもの オプションの対価の
額

四 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店
頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引の約定
した期間における変化率を算出するためにあらかじめ約定し
た有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格

(禁止行為)

第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十
二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。
)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする
。

一 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証
券の売買(有価証券先物取引を除く。以下この条において同
じ。)その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の
取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る同号に定める行為又
は同項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為(次条を

取引をいう。)、法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為若しくは外国市場証券先物取引等(法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第二項に規定する外国市場証券先物取引等をいう。)(以下「法第六十五条第二項の取引」という。)に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 (略)

三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数(有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。)(又はオプション(オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。))について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)第四条第三号に規定する有価証券の売買取引をいう。以下この号及び第二十七条第九号において同じ。)(有価証券等清算取次ぎを除く。)(若しくは一連の有価証券の売買取引の委託等(法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下同じ。))をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等(法第六十五条の二第五項において準

除き、以下「法第六十五条第二項の取引」という。)(に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 (略)

三 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定の銘柄のもの又は同項第六号に掲げる取引に係る外国国債証券、有価証券指数(これと類似の指数で外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。)(若しくはオプション(これと類似の権利で外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。))について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引(法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号に掲げる取引又は上場有価証券店頭指数等(法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。)(若しくは店頭売買有価証券店頭指数等(同条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。))に係る法第六十五条第二項第七号に掲げる取引をいう。以下この号及び第

用する法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。以下同じ。) をする行為

四 登録金融機関の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等（法第六十五条の二第六項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下同じ。) に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為（当該登録金融機関が法第六十五条第二項第四号の有価証券に係る同号口に掲げる行為を行わない場合は、同号に掲げる有価証券に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為を除く。)

四の二 顧客の有価証券の売買その他の取引等が法第六十六条第一項若しくは第三項又は法第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該有価証券の売買その他の取引等の受託等をする行為

四の三 法第六十五条第二項の取引につき、顧客に対して有価証

二十七条第六号において同じ。) (有価証券等清算取次ぎを除く。) 若しくは一連の有価証券の売買取引の委託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込みをいう。以下同じ。) をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等（委託等を受けることをいう。以下同じ。) をする行為

四 登録金融機関の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の法第六十五条第二項の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として法第六十五条第二項の売買等をする行為

(新設)

(新設)

券の発行者（有価証券オプション取引にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者）の法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。以下同じ。）を提供して勧誘する行為

五 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け（オプションにあつては取得又は付与）又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為（証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者に勧誘させる行為を含む。以下この項において同じ。）

六 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売買に係るオプションの付与を目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該オプションの買付け若しくは売付け（オプションにあつては、取得又は付与。第七号の二において同じ。）又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為

七 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の売買に係るオプションの取得若しくは付与又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該有価証券の公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

五 専ら現に保有している法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券の買付け又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為

六 信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をす
る行為（第二号に掲げる行為によつてするものを除く。）

七 登録金融機関が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条第二項の規定により確定拠出年金運営管理業を営む場合にあつては、当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者等（確定拠出年金法に規定する加入者等をいう。以下この号において同じ。）による運用の指図（有価証券の売買に係るものに限る。以下この号において同じ。）に関する情

七の二 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該オプションの公正な対価の額の形成を損なうおそれがあるもの

八 (略)

九 あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。次条において同じ。)をする行為

十 委託証券会社が、その親法人等(法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。)(又は子法人等(法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。))に対して借入金に係る債務を有する者が発行(自己株式の売出しを含む。第二十七条の二第二号

報を利用して、自己の計算において法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第六号に掲げる取引若しくは同項第七号に掲げる取引(以下この号において「有価証券の売買その他の取引等」という。)を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為及び当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者等による運用の指図に基づいて行った有価証券の売買を結了させるため、当該加入者等以外の顧客に対して法第六十五条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる有価証券の売買を勧誘する行為

(新設)

八 (略)

(新設)

(新設)

において同じ。)する有価証券(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。)(の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該登録金融機関が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る証券仲介行為(法第二条第十一項第一号に掲げる行為にあつては当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となつた日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却するもの)に係るものに限る。)(を行うこと(第二十七条の第二号の事情を顧客に告げた場合を除く。)(

(事故)

第二十二条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等につき、登録金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)(が、当該登録金融機関の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの(以下「事故」という。)(とする。

(削る)

(事故)

第二十二条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項の取引(法第六十五条の二第六項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項第一号に規定する第六十五条第二項の取引をいう。以下この条において同じ。)(につき、登録金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)(が、当該登録金融機関の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの(以下「事故」という。)(とする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により法第六十五条

一 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

二 次のイから八までに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 有価証券等（法第六十五条第二項第一号から第四号に掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引をいう。）の性格

ロ（略）

ハ 有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落又は有価証券指数等先物取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、有価証券店頭指数等先渡取引の店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値の上昇若しくは低下又は有価証券店頭指数等スワップ取引の当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数の数値の上昇若しくは低下若しくは当該スワップ取引に係る有価証券の価格の騰貴若しくは下落

第二項の取引を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により法第六十五条第二項の取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を行うこと。

三 次のイから八までに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 有価証券等（法第六十五条の二第六項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第一項第一号に規程する有価証券等をいう。）の性格

ロ（略）

ハ 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の価格若しくは同項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引若しくは同項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭オプション取引に係るオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、同項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものの約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものの店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値の上昇若しくは低下又は同号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るものの当該スワップ取引に係る有価

三)五 (略)

(事故の確認が不要の場合)

第二十三条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 証券会社の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合(前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第三号又は第四号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。)

六 登録金融機関の代表者等が前条第三号又は第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合(第四十六条第一項に規定する法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)

2 (略)

証券店頭指数の数値の上昇若しくは低下若しくは当該スワップ取引に係る有価証券の価格の騰貴若しくは下落

四)六 (略)

(事故の確認が不要の場合)

第二十三条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 証券会社の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合(前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。)

六 登録金融機関の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合(第四十六条第一項に規定する法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)

2 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、登録金融機関業務に関する次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ顧客の注文内容について確認しないで、頻繁に当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。次号において同じ。)をしている状況
- 二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買その他の取引等について委任を受けている者(法令に準拠して証券取引行為(法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。)を行う者を除く。)から当該投資者の計算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく有価証券の売買その他の取引等の受託をしている状況
- 三 登録金融機関が取得した法人関係情報の管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券オプション取引に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況

四 証券仲介業務を実施する組織(融資業務(事業のための融資に係る業務をいう。以下同じ。))を併せて実施する組織に限る。)(の業務を統括する役員若しくは使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報(融資業務に従事する役員若しくは使用人が、職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて証券仲介業務

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の計算において法第六十五条第二項の売買等(有価証券等清算取次ぎを除く。次号において同じ。)をしている状況
- 二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して法第六十五条第二項の売買等について委任を受けている者(法令に準拠して証券取引行為(法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。)を行う者を除く。)から当該投資者の計算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく法第六十五条第二項の売買等の受託をしている状況

(新設)

(新設)

に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、又は証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注目の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者にかかる融資業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び次条第四号において同じ。）を自ら取得若しくは融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券仲介業務の勧誘を行っている状況（当該統括する役員若しくは使用人が当該非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人に提供している状況を含む。）。ただし、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。

五| (略)

六| 登録金融機関が、顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

七| (略)

八| 法第二条第十一項第三号に掲げる行為により債券（同条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券であつて同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）を取得させようとする際に、当該債券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に

三| (略)

四| 登録金融機関が、顧客の有価証券の売買その他の取引に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

五| (略)

(新設)

影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客に対して説明を行っていない状況

九〇十一 (略)

十二 委託を行った証券仲介業者の事故（証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）第十四条第一項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条に規定する事故をいう。）につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況

十三 (略)

十四 登録金融機関が取得した顧客情報（顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）（次のイ及びロに掲げるものを除く。）

（を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該登録金融機関が委託を行う証券仲介業者に提供している状況又は登録金融機関が委託を行った証券仲介業者から取得した顧客情報（当該証券仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ 登録金融機関が委託を行った証券仲介業者の証券仲介行為（法第二条第十一項各号に掲げる行為をいう。）に係る情報
ロ (略)

六〇八 (略)

九 委託を行った証券仲介業者の事故（証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）第十四条第一項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第五条に規定する事故をいう。）につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況

十 (略)

十一 登録金融機関が取得した顧客情報（顧客の財産に関する情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同じ。）

（次のイ及びロに掲げるものを除く。）（を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該登録金融機関が委託を行う証券仲介業者に提供している状況又は登録金融機関が委託を行った証券仲介業者から取得した顧客情報（当該証券仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等（第二十一条第七号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。）を勧誘している状況

イ 登録金融機関が委託を行った証券仲介業者の証券仲介行為に係る情報
ロ (略)

十五 登録金融機関が取得した顧客情報（次のイ及びロに掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託証券会社に提供している状況又は委託証券会社から取得した顧客情報（当該委託証券会社が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ 登録金融機関が証券仲介行為を行うために委託証券会社に
対し提供する必要があると認められる情報

ロ 委託証券会社からの委託に係る証券仲介業務により知り得た情報であつて、当該委託証券会社が法令を遵守するため、当該委託証券会社に提供する必要があると認められる情報

十六 証券仲介行為を行おうとするときに、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしていない状況

イ 委託証券会社が二以上ある場合において、顧客が行おうとする取引につき顧客が支払う金額又は手数料が委託証券会社により異なる場合は、その旨

ロ 顧客の取引の相手方となる委託証券会社の商号

八 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する投資顧問業を営む場合において、投資顧問業の顧客に対し証券仲介行為を行う場合（一定の期間における証券仲介行為に係る報酬の額が、当該証券仲介行為の回数にかかわらず一定となっている場合であつて、あらかじめ当該報酬の形態又は額を顧客に対し明示している場合を除く。）

（新設）

（新設）

は、当該証券仲介行為により得ることとなる報酬の額（あらかじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額の算定方法）

（登録金融機関業務以外の業務を営む場合の禁止行為）

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、登録金融機関業務に関する次に掲げる行為とする。

一 信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をする行為又は当該取引を勧誘する行為（第二十一条第二号に掲げる行為によつてするものを除く。）

二 自己に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。この条において同じ。）に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る証券仲介行為（法第二条第十一項第一号に掲げる行為にあつては当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となつた日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

三 自己が主たる貸出先である者が有価証券を発行する場合（当該金融機関が貸出先である事実が当該有価証券に係る有価証券届出書等の開示書類に記載された事項である場合に限る。）に

（新設）

-
- 、その旨を顧客に告げることなく当該有価証券に係る証券仲介行為を行うこと。(前号の事情を顧客に告げた場合を除く。)
- 四 証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務に従事する役員若しくは使用人に提供すること。ただし、次のイ及びロに掲げる場合並びに証券仲介業務を実施する組織(融資業務を併せて実施する組織に限る。)の業務を統括する役員若しくは使用人に提供する場合を除く。
- イ 非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき、事前に顧客の書面による同意(前条第十五号の顧客の書面による同意を含む。)を得て、提供する場合
- ロ 登録金融機関業務に係る法令を遵守するために、融資業務に従事する役員若しくは使用人から情報を受領する必要があると認められる場合
- 五 次に掲げるものを結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為
- イ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行った有価証券の売買その他の取引等又は同条第四項に規定する投資一任契約に基づいて顧客のために行った有価証券の売買その他の取引等
-

- ロ 信託契約に基づいて信託をする顧客の計算において行つた有価証券の売買その他の取引等（有価証券清算取次ぎを除く。）
- 六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は同条第四項に規定する投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等を行う行為
- 七 次のイ及びロに掲げる情報のうち、登録金融機関業務以外の業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、法第六十五条第二項の取引をする行為
 - イ 有価証券の発行者の法人関係情報
 - ロ 登録金融機関業務に係る顧客に関する非公開情報（登録金融機関の役員又は使用人が職務上知り得た登録金融機関業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報をいう。）
- 八 登録金融機関が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条第二項の規定により確定拠出年金運営管理業を営む場合にあつては、当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者等（同法第二条第七項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）による運用の指図（有価証券の売買に係るものに限る。次号において同じ。）に関する情報を利用し

て、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

九 登録金融機関が確定拠出年金法第八十八条第二項の規定により確定拠出年金運営管理業を営む場合にあつては、確定拠出年金運営管理業に係る加入者等による運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買を結了させるため、当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買を勧誘する行為

(登録金融機関と密接な関係を有する者)

第二十七条の三 法第六十五条の二第五項の規定において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定する登録金融機関の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）で、登録金融機関の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（特定の要件に該当する者を除く。）

イ 次に掲げる者が保有している当該登録金融機関の議決権の数の合計が、当該登録金融機関の総株主の議決権（法五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この

(新設)

条において同じ。)の百分の五十を超えていること。

(1) 当該法人等

(2) 当該法人等の役員(法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。)

(3) (2)に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。)

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等(以下この号において「他の法人等」という。)の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

ロ イ(2)から(4)までに掲げる者並びに当該法人等の役員であった者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。)及び使用人が、当該登録金融機関の取締役若しくは執行役(理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。)又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 法人等であつて、当該法人等及び次に掲げる者が保有している当該登録金融機関の議決権の数の合計が、当該登録金融機関の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者

-
- イ 当該法人等の役員及びその親族
- ロ 当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該法人等の取締役会等を支配している法人等
- ハ 当該法人等並びにイ及びロに掲げる者が総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該法人等若しくはロに掲げる者が取締役会等を支配している法人等
- 等
- 2 前項第二号ロに掲げる者（この項の規定により同号ロに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は同号ロに掲げる者の取締役会等を支配している法人等は、同号ロに掲げる者と、同号ハに掲げる者（この項の規定により同号ハに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が単独で総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は同号ハに掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号ハに掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 法第六十五条の二第五項の規定において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定する登録金融機関が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
-

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（特定の要件に該当する者を除く。）

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていないこと。

(1) 当該登録金融機関

(2) 当該登録金融機関の役員及び主要株主

(3) 次に掲げる者の親族

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

ロ イ(2)から(4)までに掲げる者並びに当該登録金融機関の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 法人等であつて、当該登録金融機関及び次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者

イ 当該登録金融機関の役員及びその親族

ロ 当該登録金融機関の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該登録金融機関の取締役会等を支配している法人等

ハ 当該登録金融機関並びにイ及びロに掲げる者が総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該登録金融機関若しくはロに掲げる者が取締役会等を支配している法人等

4 前項第二号ロに掲げる者（この項の規定により同号ロに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は同号ロに掲げる者の取締役会等を支配している法人等は、同号ロに掲げる者と、同号ハに掲げる者（この項の規定により同号ハに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が単独で総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は同号ハに掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号ハに掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項第一号及び第三項第一号に規定する「特定の要件に該当する者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 専ら当該登録金融機関又は当該登録金融機関及び当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である証券会社（外国証券会社を含む。）若しくは登録金融機関の証券業又は登録金融機関業務の遂行のための業務を行っていること。

二 外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所その他これ

に準ずるものを有していないこと。

三 専ら当該登録金融機関又は当該登録金融機関及び当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務（顧客の非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該登録金融機関若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に関連する業務を除く。）を行つてゐること（第一号に該当する場合を除く。）。

6 第一項から第四項までに規定する「取締役会等を支配している」とは、一の法人等の役員及び使用人又はこれらであつた者（役員又は使用人でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）が他の法人等の取締役会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めてゐることをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

7 登録金融機関、第一項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主（法人等であるものに限る。）、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官が指定した者、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人

等、第三項第一号イ(2)に規定する主要株主（法人等であるものに限る。）（同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する金融庁長官が指定した者、同号ロに規定する法人等並びに同号ハに規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）以下この条において同じ。）の名義によって保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

一 売買その他の契約に基づき株式の引渡請求権を有する場合

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式の発行者である会社の株主としての議決権又は出資先である法人の社員としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株式又は出資に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株式の売買の一方の予約を行っている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五 株式の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位

を取得するものに限る。)をしている場合

8 | 前項に掲げる者の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式及び前項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株式(その者が前項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。)

二 証券業を営む者が引受けを行う業務により所有する株式(当該株式の払込期日の翌々日(売出しの場合にあつては、当該売出しに係る株式の受渡期日の翌日)以後に所有するものを除く。)

三 売付けの約定をして受渡しを終わっていない株式(約定日から五日(日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の数)は、算入しない。)以内に受渡しを行うもの(次号に掲げる取引により売付けの約定をした株式を除く。)

四 証券取引所で行われる銘柄の異なる株式の集合体を対象とする有価証券先物取引を行ったことにより所有している株式(当該先物取引の売買最終日の翌日以後所有するものを除く。)

9 | 第一項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主(法人等でないものに限る。)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員、同項第二号イに掲げる者、第三項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主(法人等でないものに限る。)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員並びに同項第二号イに掲げる者の株式

又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する株式又は出資及び第七項各号に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含む。）には、第八項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式又は出資に係る議決権を含まないものとする。

一 相続財産に属する株式又は出資（当該相続財産の相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたもの）とみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をしていないものは当該相続財産の共同相続人が遺産の分割を終えていないものに限る。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する株式若しくは出資

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得した株

式を信託された者が所有する当該株式（当該信託された者が当該株式について第七項第一号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

（弊害防止措置）

第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、登録金融機関業務に関する次に掲げる行為とする。

一 登録金融機関との間で法第六十五条第二項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該登録金融機関が当該顧客との間で当該契約を締結すること（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第二号に掲げる行為を除く。）。

二 親法人等又は子法人等である証券会社が有価証券の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、顧客に当該有価証券の買入代金の貸付けその他信用の供与をすることを約して、当該顧客に対し当該有価証券に係る証券仲介行為を行うこと

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条の規定による禁止を免れること。

（新設）

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第二項の規定により登録金融機関は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、第八条第二項に掲げる登録金融機関については、第二号は適用しない。

- 一 別紙様式第四号により作成した証券業務等に関する毎月の報告書 当該月の翌月二十日
- 二 別紙様式第六号により作成した関係会社に関する報告書 毎事業年度経過後四月

(届出事項)

第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合(第八条第二項に規定する登録金融機関にあつては、第一号から第十号及び第十二号)とする。

- 一 四 (略)
- 五 役員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第二十二条第一号から

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第二項の規定により登録金融機関は、別紙様式第四号により報告書を作成し、毎月中のものを翌月二十日までに金融庁長官等に提出しなければならない。

(届出事項)

第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 四 (略)
- 五 役員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第二十二条

第四号までに規定する行為であつて過失による場合は除く。次号において同じ。）

六〇十（略）

十一 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなつた場合

十二 証券会社（外国証券会社を含む。次号において同じ。）から証券仲介業務の委託を受けることとなつた場合

十三 証券会社から前号の委託を受けないこととなつた場合

2（略）

（登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条件）

第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一（二）（略）

三 前二号の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリバティブ取引を行う登録金融機関は、次に掲げる条件に該当する株券関連店頭デリバティブ取引のみを特定取引勘定（前号に規定する登録金融機関にあつては、特定取引勘定に準ずる勘定）以外の勘定において経理することができること。

イ 当該取引の相手方が、法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可を受けた証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第七条第一項第一号に掲げる業務

第二号から第五号までに規定する行為であつて過失による場合は除く。次号において同じ。）

六〇十（略）

（新設）

（新設）

（新設）

2（略）

（登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条件）

第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一（二）（略）

三 前二号の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリバティブ取引を行う登録金融機関は、次に掲げる条件に該当する株券関連店頭デリバティブ取引のみを特定取引勘定（前号に規定する登録金融機関にあつては、特定取引勘定に準ずる勘定）以外の勘定において経理することができること。

イ 当該取引の相手方が、法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可を受けた証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第七条第一項第一号に掲げ

の認可を受けた外国証券会社又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引について同号に定める行為を営業として行うことに係る法第六十五条の二第三項の認可を受けた登録金融機関（口において「認可証券会社等」という。）であること。

口（略）

四（略）

（業務に関する帳簿の作成等）

第四十六条 登録金融機関（令第一条の九第四号に規定する者であつて、法第一百七条の二第二項第二号に規定する国債証券等（以下「国債証券等」という。）若しくは法第二条第一項第八号に掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券であつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの（発行日から償還日までの期間が一年未満のものに限る。）に係る法第二条第八項第一号の行為のみを行う者を除く。）は、次の各号に掲げる業務について当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。

一 窓口販売業務（国債証券等及び法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券（以下「受益証券等」という。）に係る法第二条第八項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、国債証券等に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務については、国債証券等の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け（証券会社に関する内閣府令

る業務の認可を受けた外国証券会社又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を営業として行うことに係る法第六十五条の二第三項の認可を受けた登録金融機関（口において「認可証券会社等」という。）であること。

口（略）

四（略）

（業務に関する帳簿の作成等）

第四十六条 登録金融機関（令第一条の九第四号に規定する者であつて、法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る法第二条第八項第一号の行為のみを行う者を除く。）は、次の各号に掲げる業務について当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。

一 窓口販売業務（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（以下「国債証券等」という。）に係る法第二条第八項第一号及び第六号に掲げる行為を行う業務並びに法第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券（以下「受益証券等」という。）に係る法第二条第八項第六号及び令第十七条の三に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、国債証券等に係る法第二

別表第二に規定する国債の発行日前取引を含む。) 及び登録金融機関の募集の取扱い又は売付けにより国債証券等を購入した者が継続して所有している当該国債証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務に限るものとし、受益証券等に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務については、登録金融機関の募集の取扱いにより受益証券等を購入した者が継続して所有している当該受益証券等を当該登録金融機関が当該購入した者から買い取る業務に限るものとする。) 別表第九及び別表第十六に定める帳簿

条第八項第一号に掲げる行為を行う業務については、国債証券等の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け（証券会社に関する内閣府令別表第二に規定する国債の発行日前取引を含む。) 及び登録金融機関の募集の取扱い又は売付けにより国債証券等を購入した者が継続して所有している当該国債証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務に限るものとし、登録金融機関が募集の取扱いを行った受益証券等に係る令第十七条の三第一号に掲げる行為を行う業務については、登録金融機関の募集の取扱いにより受益証券等を購入した者が継続して所有している当該受益証券等を当該登録金融機関が当該購入した者から買い取る業務及び当該購入した者が継続して所有している当該受益証券等の売付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この号において「取次ぎ等」という。) 又は売付けの委託の取次ぎ等を行う業務に限り、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八條第二号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。) の受益証券に係る令第十七条の三第二号口に掲げる行為を行う業務については、登録金融機関の委託の取次ぎ等により当該受益証券を買付けた者が継続して所有している当該受益証券の売付けの委託の取次ぎ等を行う業務に限るものとする。) 別表第九及び別表第十六に定める帳簿

二 デイリーリング業務（国債証券等及び受益証券等に係る法第二
条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五條第二
項第三号に規定する外国国債証券（次号及び第四号において「
外国国債証券」という。）に係る法第二條第八項第一号に掲げ
る行為を行う業務をいう。） 別表第十及び別表第十六に定め
る帳簿（法第六十五條第二項第五号に定める行為を行う業務を
含む。）（現先取引（買戻又は売戻条件付売買をいう。以下同
じ。）及び着地取引（約定日から受渡日までの期間が一月以上
となる取引をいう。）を行う登録金融機関にあつては、別表第
十一に定める帳簿を併せて作成し、保存しなければならない。
）

三 先物取次業務（国債証券等、国債証券等に係る法第二條第八
項第一号に掲げる取引及び外国国債証券に係る法第二條第八項
第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務をいう。） 別表第
十二及び別表第十六に定める帳簿（法第六十五條第二項第五号
に定める行為を行う業務を含む。））

四 法第六十五條第二項第一号に掲げる有価証券（国債証券等及
び外国国債証券を除く。）に係る同項第二号及び第三号に掲げ
る行為を行う業務（法第二條第八項第六号に掲げる行為を行う
業務を除く。） 別表第十三及び別表第十六に定める帳簿（現
先取引を行う登録金融機関にあつては、別表第十四に定める帳
簿を併せて作成し、保存しなければならない。）

五 前号及び法第六十五條第二項第四号に掲げる有価証券に係る

二 デイリーリング業務（法第六十五條第二項第一号に掲げる有
価証券及び第六号に掲げる取引に係る法第二條第八項第一号
に掲げる行為を行う業務をいう。） 別表第十及び別表第十
六に定める帳簿（法第六十五條第二項第七号に定める行為を
行う業務を含む。）（現先取引（買戻又は売戻条件付売買を
いう。以下同じ。）及び着地取引（約定日から受渡日までの
期間が一月以上となる取引をいう。）を行う登録金融機関に
あつては、別表第十一に定める帳簿を併せて作成し、保存し
なければならない。）

三 先物取次業務（法第六十五條第二項第一号に掲げる有価証
券及び第六号に掲げる取引に係る法第二條第八項第二号及び
第三号に掲げる行為を行う業務をいう。） 別表第十二及び
別表第十六に定める帳簿（法第六十五條第二項第七号に定め
る行為を行う業務を含む。））

四 法第六十五條第二項第二号及び第三号に掲げる有価証券に
係る同項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務（法第二
條第八項第六号に掲げる行為を行う業務を除く。） 別表第
十三及び別表第十六に定める帳簿（現先取引を行う登録金融
機関にあつては、別表第十四に定める帳簿を併せて作成し、
保存しなければならない。）

五 法第六十五條第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる有

法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務 別表第十五及び別表第十六に定める帳簿

六 有価証券等清算取次ぎ（法第六十五条第二項第六号に掲げる行為を行う業務） 別表第十七に定める帳簿

七 証券仲介業務 別表第十八に定める帳簿

2 別表第九から別表第十八までに掲げる帳簿（別表第十一及び別表第十四に掲げる帳簿を除く。ただし、別表第十六に掲げる帳簿（通帳方式を除く。）及び別表第十八に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあつてはその写し）を作成した金融機関は、当該帳簿を十年間（注文伝票及び別表第十八に掲げる帳簿については五年間とする。）、別表第十一及び別表第十四に掲げる帳簿を作成した登録金融機関は、当該帳簿を三年間、別表第十七に掲げる帳簿を作成した登録金融機関は、当該帳簿を一年間保存しなければならない。

3・4（略）

5 第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる帳簿は、投資者保護及び事故の防止上特に支障がないと認められる場合には、当該登録金融機関の営業所又は事務所について、当該営業所又は事務所を統括する本店等又はその他の営業所若しくは事務所において集中して管理することができる。

別表第二（第十七条第一項関係）

有価証券に係る法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務 別表第十五及び別表第十六に定める帳簿

六 有価証券等清算取次ぎ（法第六十五条第二項第八号に掲げる行為を行う業務） 別表第十七に定める帳簿

（新設）

2 別表第九から別表第十七までに掲げる帳簿（別表第十一及び別表第十四に掲げる帳簿を除く。ただし、別表第十六に掲げる帳簿（通帳方式を除く。）にあつてはその写し）を作成した金融機関は、当該帳簿を十年間（注文伝票については五年間とする。）、別表第十一及び別表第十四に掲げる帳簿を作成した登録金融機関は、当該帳簿を三年間、別表第十七に掲げる帳簿を作成した登録金融機関は、当該帳簿を一年間保存しなければならない。

3・4（略）

5 第一項第一号から第五号までに掲げる帳簿は、投資者保護及び事故の防止上特に支障がないと認められる場合には、当該登録金融機関の営業所又は事務所について、当該営業所又は事務所を統括する本店等又はその他の営業所若しくは事務所において集中して管理することができる。

別表第二（第十七条第一項関係）

書類の種類	取引報告書
記載事項	(略)
備考	一～四(略) 五 作成時に受渡金額が確定しない場合は、受渡金額の記載を省略することができる。

別表第六(第三十四条第二項関係)

届出事項	(略)	他の法人その他の団体が親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合
記載事項	(略)	一 該当することとなった又は該当しなくなった親法人等又は子法人等の商号又は名称 二 親法人等又は子
添付書類	(略)	一 該当することとなった又は該当しなくなった親法人等又は子法人等の業務の概要を記載した書類

書類の種類	取引報告書
記載事項	(略)
備考	一～四(略) (新設)

別表第六(第三十四条第二項関係)

届出事項	(略)	(新設)
記載事項	(略)	(新設)
添付書類	(略)	(新設)

証券会社又は外国証券会社から証券仲介業務の	証券会社又は外国証券会社から証券仲介業務の委託を受けることとなった場合	
証券会社又は外国証券会社の商号及び本店（外国証券会社に	<p>一 証券会社又は外国証券会社の商号及び本店（外国証券会社にあっては国内における主たる営業所）の所在地</p> <p>二 第八条第一項第一号に規定する親法人等及び子法人等の状況及び同項第二号に規定する持株会社の商号又は名称</p>	<p>法人等に該当し、又は該当しなくなつた年月日</p>
	<p>一 当該委託に係る契約書の写し</p> <p>二 証券業協会の会員となつていない登録金融機関にあっては、証券仲介業務にかかる社内規則</p>	<p>二 登録金融機関と親法人等又は子法人等の関係を示す書類</p>
(新設)		(新設)
(新設)		(新設)
(新設)		(新設)

委託を受けない こととなった場 合	あつては国内におけ る主たる支店)の所 在地	
-------------------------	------------------------------	--

別表第九（第四十六条第一項第一号関係）

二 募集、売付	一 顧客から国 債証券等及び 受益証券等の 購入、売却の 申入れを受け た際にその内 容を記載する 書類	帳簿の種類
一 法第二条第八項第 （略）	二 (略) 約定量、指値又は 成行の別、受注日時 、約定日時、約定価 格	記載事項
		記載要領等

--	--	--

別表第九（第四十六条第一項第一号関係）

二 募集、売付	一 顧客から国 債証券等及び 受益証券等の 購入、売却の 申入れを受け た際にその内 容を記載する 書類	帳簿の種類
一 受益証券等に係る （略）	二 (略) 約定量、指値又は成 行の別、受注日時、 約定日時、約定価格	記載事項
		記載要領等

<p>四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第一号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託の受益証券に係る法第二十条第八項第</p>	<p>(略)</p>	<p>け、買取りの状況を日付、銘柄別に記載した一覽性ある書類</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 二号及び第三号に掲げる行為を行う業務については、約定年月日、委託者名、銘柄、数量、単価、金額、受渡年月日、相手方名</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p></p>

<p>四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第一号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託の受益証券に係る令第三十七条の三第</p>	<p>(略)</p>	<p>け、買取りの状況を日付、銘柄別に記載した一覽性ある書類</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務については、約定年月日、委託者名、銘柄、数量、単価、金額、受渡年月日、相手方名</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p></p>

(略)	三号に掲げる行為を行う業務に係る顧客別に取引経過を記載した書類
(略)	
(略)	

別表第十（第四十六条第一項第二号関係）

一 注文伝票	帳簿の種類	記載事項	記載要領等
		顧客名、銘柄、売付け又は買付けの別、受注日時、約定日時、受注数量、約定数量、指値又は成行の別、単価、約定価格、経過利子、受渡年月日、受渡金額、現先取引についてはその旨の表示及びスタ	一〇十（略） 十一 同一日において価格が変動しない受益証券等に係るものについては、顧客名、ファンド名、買い又は募集・売り又は解約の別、数量、受注日、約定日を記載

(略)	二号に掲げる行為を行う業務に係る顧客別に取引経過を記載した書類
(略)	
(略)	

別表第十（第四十六条第一項第二号関係）

一 注文伝票	帳簿の種類	記載事項	記載要領等
		顧客名、銘柄、売付け又は買付けの別、受注日時、約定日時、単価、経過利子、受渡年月日、受渡金額、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引については限月及	一〇十（略） （新設）

<p>ート分かエンド分かの別、先物取引については限月及び新規又は決済の別、先物オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット（権利の行使により売主としての地位を取得するもの。以下同じ。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するもの。以下同じ。）の別、新規、権利行使、決済又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、先物取引（有価証券先物取引及び有価証券店頭指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。）については、受</p>	<p>すれば足りる。 十二 約定されなかつたものについても注文伝票として保存するものとする。</p>
---	--

<p>び新規又は決済の別、先物オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット（権利の行使により売主としての地位を取得するもの。以下同じ。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するもの。以下同じ。）の別、新規、権利行使、決済又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、先物取引（有価証券先物取引及び有価証券店頭指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。）については、受渡年月日（有価証券先物取引については、新規、決済</p>	<p>十一 約定されなかつたものについても注文伝票として保存するものとする。</p>
---	--

	<p>二 取引日記帳</p>
<p>渡年月日（有価証券先 渡取引については、新 規、決済又は解除の別 ）、有価証券店頭指数 等スワップ取引につい ては、取引期間及び受 渡年月日、有価証券店 頭オプション取引につ いては、権利行使期間 、オプションの行使に より成立する取引の内 容及び対価の額、空売 りである場合にはその 旨</p>	<p>顧客名、銘柄（先渡取 引、有価証券店頭指数 等スワップ取引、有価 証券店頭オプション取 引について、取引契約 書に契約番号を付して 管理、保存している場 合は、銘柄に代えて当</p>
	<p>（略）</p>
	<p>二 取引日記帳</p>
<p>又は解除の別）、有価 証券店頭指数等スワッ プ取引については、取 引期間及び受渡年月日 、有価証券店頭オプシ ョン取引については、 権利行使期間、オプシ ョンの行使により成立 する取引の内容及び対 価の額、空売りである 場合にはその旨</p>	<p>顧客名、銘柄（先渡取 引、有価証券店頭指数 等スワップ取引、有価 証券店頭オプション取 引について、取引契約 書に契約番号を付して 管理、保存している場 合は、銘柄に代えて当</p>
	<p>（略）</p>

該取引契約番号を記す
こともできる。）、額
面、約定年月日、数量
、単価、金額、経過利
子、受渡年月日、受渡
金額、現先取引につい
てはその旨の表示並び
に委託現先か自己現先
かの別及びスタート分
かエンド分かの別、先
物取引については限月
及び新規又は決済の別
、先物オプション取引
及び選択権付債券売買
については、権利行使
期間、権利行使価格、
プット又はコールの別
、新規、権利行使、決
済又は相殺の別、限月
及び対価の額又は選択
権料、先渡取引につい
ては、期日（有価証券
先渡取引については、

該取引契約番号を記す
こともできる。）、額
面、約定年月日、単価
、経過利子、受渡年月
日、受渡金額、現先取
引についてはその旨の
表示並びに委託現先か
自己現先かの別及びス
タート分かエンド分か
の別、先物取引につい
ては限月及び新規又は
決済の別、先物オプシ
ョン取引及び選択権付
債券売買については、
権利行使期間、権利行
使価格、プット又はコ
ールの別、新規、権利
行使、決済又は相殺の
別、限月及び対価の額
又は選択権料、先渡取
引については、期日（
有価証券先渡取引につ
いては、新規、決済又

(略)	帳簿の種類	(略)	(略)
(略)	記載事項	(略)	(略)
(略)	記載要領等	(略)	(略)

別表第十二（第四十六条第一項第三号関係）

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

新規、決済又は解除の別）、有価証券店頭指数等スワップ取引については、取引期間及び授受年月日、有価証券店頭オプション取引については、権利行使期間、オプションの行使により成立する取引の内容（取引契約書に契約番号を付して管理、保存している場合は省略することができる。）及び対価の額

(略)	帳簿の種類	(略)	(略)
(略)	記載事項	(略)	(略)
(略)	記載要領等	(略)	(略)

別表第十二（第四十六条第一項第三号関係）

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

は解除の別）、有価証券店頭指数等スワップ取引については、取引期間及び授受年月日、有価証券店頭オプション取引については、権利行使期間、オプションの行使により成立する取引の内容（取引契約書に契約番号を付して管理、保存している場合は省略することができる。）及び対価の額

七 保護預り有 価証券明細簿	預り年月日、顧客名、 銘柄、口数又は券面の 総額、券面額、記号、 番号、引出年月日、保 管方法、名義人、引出 事由	(略)
一 証券仲介補 助簿	記載事項 委託証券会社の自己又は は委託の別、顧客名、 銘柄(顧客が授受する 金銭の額の算出に係る 指標(金利、通貨の種 類、有価証券指数又は 有価証券の銘柄。以下	記載要領等 一 原則として顧客か ら取引の申込みを受 けたときに作成する こと。 二 委託証券会社が二 以上ある場合は、委 託証券会社ごとに作

別表第十八 (第四十六条第一項第七号関係)

七 保護預り有 価証券明細簿	預り年月日、顧客名、 銘柄、口数又は券面の 総額、券面額、記号、 番号、引出年月日、保 管方法、名義人、有価 証券預り証の発行番号 、引出事由	(略)
-------------------	---	-----

(新設)

この表において同じ。	成すること。
（を含む。以下この表において同じ。）、「売」り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。）については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買に	三 日付順に記載して保存することを要する。
	四 先物取引に係る証券取引所の定める限月間スプレッド取引については、スプレッド取引である旨及び申込みを受けたスプレッドを記載する。
	五 現先取引に係る委託現先か自己現先かの別及び期間利回りについて、判別できるようにしておくこと。
	六 約定されなかったものに係る記載部分についても保存すること。

	<p>二 証券仲介預り明細簿</p>
<p>については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、空売りである場合にはその旨</p>	<p>顧客より受入れた証券 仲介業務に係る金銭及び有価証券について、顧客名、入出金及び入出庫年月日、金額、銘柄、数量、入出金・入出庫先の氏名又は名称、残高、記号、番号、名義人</p>
<p>一 顧客別に区分して作成する。 二 入庫された有価証券について、当日残高がない場合は、記号、番号、名義人の記載を省略することができる。</p>	<p>三 預金取扱金融機関において預金取扱い業務として、金銭の入出金に係る記録が整備されている場合は、入出金年月日、</p>

<p>三 証券仲介業務に係る残高報告書</p>	
<p>顧客より受入れた証券仲介業務に係る金銭及び有価証券について、顧客名、入出金及び入出庫年月日、金額、銘柄、数量、入出金・入出庫先の氏名又は名称</p>	
<p>一 顧客別に区分して作成すること。 二 原則として定期的に交付すること。ただし、作成対象期間において、記載すべき事項が存在しない</p>	<p>四 有価証券の入出庫に係る記録が他の業務に係る帳簿等により整備されている場合は、入出庫年月日、銘柄、数量、入出庫先の氏名又は名称、残高、記号、番号、名義人の記載を省略することができる。</p>

、残高、記号、番号、
名義人

場合は作成・交付を
省略することができる。

三 入庫された有価証
券について、当日残
高がない場合は、記
号、番号、名義人の
記載を省略すること
ができる。

四 預金取扱金融機関
において預金取扱い
業務として、金銭の
入出金に係る記録が
整備されている場合
は、入出金年月日、
金額、入出金先の氏
名又は名称、残高の
記載を省略すること
ができる。

五 有価証券の入出庫
に係る記録が他の業
務に係る帳簿等によ
り整備されている場

<p>合は、入出庫年月日、銘柄、数量、入出庫先の氏名又は名称、残高、記号、番号、名義人の記載を省略することができる。</p>	<p>六 第十七条第三項から第六項までの規定は、証券仲介業務に係る残高報告書の交付について準用する。</p>	<p>七 第四十六条第二項に規定する証券仲介業務に係る残高報告書の写しの保存については、証券仲介預り明細簿に証券仲介業務に係る残高報告書控えを兼ねる旨を表示することにより、これに代えること</p>
--	--	--

ができる。ただし、証券仲介預り明細簿が証券仲介業務に係る残高報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。

改正案	現行
<p>(禁止行為) 第四条 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等（法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下同じ。）に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 顧客の有価証券の売買その他の取引等が法第六十六条第一項若しくは第三項又は法第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該有価証券の売買その他の取引等の受託等をする行為</p> <p>九・十 (略)</p> <p>十一 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け（オプションにあつては、取得又は付与）又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ</p>	<p>(禁止行為) 第四条 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 顧客の有価証券の売買等が法第六十六条第一項若しくは第三項又は法第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の相手方となること又は当該売買等の受託等をする行為</p> <p>九・十 (略)</p> <p>十一 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け（オプションにあつては、取得又は付与）又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ</p>

過度に勧誘する行為（証券仲介業務（証券仲介行為（法第二十条第十一項各号に掲げる行為をいう。以下第十二条第七号を除き同じ。）を行う業務をいう。以下同じ。）の委託を行う登録金融機関又は証券仲介業者に勧誘させる行為を含む。以下この項において同じ。）

十二、十四（略）

十四の二 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるものを証券仲介業務の委託を行う登録金融機関又は証券仲介業者に勧誘させる行為

十五（略）

十六 あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。次条において同じ。）をする行為

（事故）

第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものの（以下この条から第八条までにおいて「事故」という。）とする。

過度に勧誘する行為

十二、十四（略）

（新設）

十五（略）

（新設）

（事故）

第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものの（

(削る)

一 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

二 五 (略)

(事故の確認が不要の場合)

第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 証券会社の代表者等が前条第三号又は第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合(証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)第六十条第一項に規定する法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)

2 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の注文内容について確認しないで、頻繁に当該

以下この条から第八条までにおいて「事故」という。)とする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。)を行うこと。

三 六 (略)

(事故の確認が不要の場合)

第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 証券会社の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合(証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)第六十条第一項に規定する法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)

2 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の計算

顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）をしている状況

二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。）についての委任を受けている者（法令に準拠して証券取引行為（法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。）を行う者を除く。）から、当該投資者の計算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく有価証券の売買等の受託等をしている状況

三十四（略）

十五 証券会社が取得した顧客情報（顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同じ。）（次のイから八までに掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該証券会社が委託を行う証券仲介業者又は登録金融機関に提供している状況又は証券会社が委託を行った証券仲介業者又は登録金融機関から取得した顧客情報（当該証券仲介業者又は登録金融機関が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ 証券会社が委託を行った証券仲介業者又は登録金融機関の証券仲介行為に係る情報

ロ 当該証券仲介業者又は登録金融機関が法令を遵守するために提供する必要があると認められる情報

において有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。次号において同じ。）をしている状況

二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買等についての委任を受けている者（法令に準拠して証券取引行為（法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。）を行う者を除く。）から、当該投資者の計算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく有価証券の売買等の受託等をしている状況

三十四（略）

十五 証券会社が取得した顧客情報（顧客の財産に関する情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同じ。）（次のイ及びロに掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該証券会社が委託を行う証券仲介業者から提供している状況又は証券会社が委託を行った証券仲介業者から取得した顧客情報（当該証券仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ 証券会社が委託を行った証券仲介業者の証券仲介行為に係る情報

ロ 当該証券仲介業者が証券仲介業に係る法令を遵守するために提供する必要があると認められる情報

八 第十二条第一項第一号の規定を遵守するため、同号の規定により登録金融機関若しくは証券仲介業者に提供することとされる情報

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（法六十五条第二項第一号に掲げる有価証券をいい、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて法第六十五条第二項第一号の性質を有する有価証券を除く。）の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること又はその事情を証券仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは証券仲介業者に告げることなく当該登録金融機関若しくは証券仲介業者に当該有価証券に係る証券仲介行為（法第二条第十一項第一号に掲げる行為にあつては当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となつた日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却するものに限る。）を行わせること（当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

(新設)

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。第六号において同じ。））、法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に係るものに限る。））、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係る

ものに限る。）、法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債又は保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債に係るものに限る。）、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び令第一条の有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利を除く。）の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること（当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

二丁五（略）

六 証券会社が有価証券（国債証券等を除く。）の引受人となつた日から六月を経過する日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（次に掲げる場合を除く。）。

イ〜ハ（略）

七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響

二丁五（略）

六 証券会社が有価証券（法第一百七条の二第一項第二号に規定する国債証券等を除く。）の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（次に掲げる場合を除く。）。

イ〜ハ（略）

七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響

響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは監査役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イから八までに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イから八までに掲げる情報を提供する場合、親銀行等若しくは子銀行等に証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。）に係る委託を行う場合であつて、同府令第二十七条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イから八までに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社若しくは親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）

響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは監査役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イから八までに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社若しくは親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ 保険業法（平成七年法律第五号）第九十七条の二第三項に規定する資産運用の額及び同項に規定する合算して内閣府令で定めるところにより計算した額

ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額
ニホ （略）

八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織（当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。）を共有すること（金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七号第十二号イ若しくはロ又は第十号第十五号イから八までに掲げる情報の伝達のために共有する場合を除く。）。

九・十 （略）

2
6
（略）

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

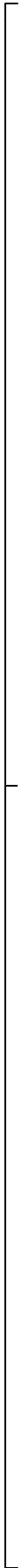
ロ 保険業法第九十七条の二第三項に規定する資産運用の額及び同項に規定する合算して内閣府令で定めるところにより計算した額

ハ 農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額
ニホ （略）

八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織（当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。）を共有すること。

九・十 （略）

2
6
（略）



三 証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令</p> <p>第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）<u>第十七条の二第一項第二号</u>に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第二条 令<u>第十七条の二第二項</u>に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令</p> <p>第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）<u>第十七条の二第二項第三号</u>に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第二条 令<u>第十七条の二第三項</u>に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

改正案	現行
<p>第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 主要株主（法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。次号、第二十条の二、第四十六条第一項第三号の二及び第六十条において同じ。）の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>六（略）</p> <p>（親法人等となる者）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に規定する「取締役会等を支配している」とは、一の法人等の役員及び使用人並びにこれらであつた者（役員又は使用人になつた日から二年を経過するまでの者に限る。）が他の法人等の取締役会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針</p>	<p>第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 主要株主（法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。次号、第二十条の二及び第四十六条第一項第三号の二において同じ。）の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>六（略）</p> <p>（親法人等となる者）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に規定する「取締役会等を支配している」とは、一の法人等の役員若しくは使用人又はこれらであつた者が他の法人等の取締役会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかである</p>

の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかである
と認められるときは、この限りでない。

(子法人等となる者)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する「取締役会等を支配している」とは、一の法人等の役員及び使用人並びにこれらであつた者(役員又は使用人でな
くなつた日から二年を経過するまでの者に限る。)が他の法人等の
取締役会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めているこ
とをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみ
て当該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針
の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかで
あると認められるときは、この限りでない。

(主要株主の届出の手續等)

第二十条の二 (略)

2 法第三十三条の二第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議
決権(法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。)を
保有することとなつた日の総株主の議決権の数とする。ただし、当
該議決権の数を知ることが困難な場合には、直前期の有価証券報告
書又は半期報告書(以下この項において「有価証券報告書等」とい
う。)に記載された総株主の議決権の数(有価証券報告書等が提出

と認められるときは、この限りでない。

(子法人等となる者)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する「取締役会等を支配している」とは、一の法人
等の役員若しくは使用人又はこれらであつた者が他の法人等の取締
役会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることを
いう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当
該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決
定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかである
と認められるときは、この限りでない。

(主要株主の届出の手續等)

第二十条の二 (略)

2 法第三十三条の二第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議
決権(法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下
この条において同じ。)を保有することとなつた日の総株主の議決
権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合に
は、直前期の有価証券報告書又は半期報告書(以下この項において
「有価証券報告書等」という。)に記載された総株主の議決権の数

されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数)とすることができる。

3 法第三十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法人である場合は、会社登記簿抄本又はこれに代わる書面

4 証券会社の主要株主となった者は、別紙様式第一号の二により作成した対象議決権保有届出書(法第三十三条の二第一項の対象議決権保有届出書をいう。)に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。)である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地(個人である場合は、その住所又は居所)を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条において同じ。)である場合には関東財務局長に提出しなければならない。

(有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数)とすることができる。

3 法第三十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法人(第五項の委託を行った法人を除く。)である場合は、会社登記簿抄本又はこれに代わる書面

4 証券会社の主要株主となった者は、別紙様式第一号の二により作成した対象議決権保有届出書(法第三十三条の二第一項の対象議決権保有届出書をいう。以下この条において同じ。)に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、管轄財務局長等(当該者が居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。)である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地(個人である場合は、その住所又は居所)を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいい、非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条において同じ。)である場合には関東財務局長をいう。以下この項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、次項の規定により対象議決権保有届出書を提出する場合には、当該提出する者が、同項の規定により作成した対象議決権保有届出書に、その写し一通及び法第三十三条の二第二項の添付書類一部を添付して、当該者及び当該者に委託を行った者の管轄財務局長等に、それぞれ

(削る)

れ提出するものとする。

5 証券会社の主要株主であつて被支配会社（令第十五条の二第一項第三号に規定する被支配会社をいい、同条第四項の規定により被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を有する者が、当該主要株主の被支配会社であつてみなし主要株主（その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被支配会社を有しないものであつて、共同保有者（同条第一項第一号に規定する共同保有者をいう。）を有しないものに限る。）であるものの委託を受けて、当該委託を行った被支配会社に係る対象議決権保有届出書を提出する場合には、一の対象議決権保有届出書に、当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る事項を併せて記載し、提出することができる。

(削る)

6 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であつて、証券会社の対象議決権のうち、法第二十八条の四第四項（第一号を除く。）の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを保有しない者をいう。

(削る)

7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出したものとみなす。

(削る)

8 第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支配会社に係る法第三十三条の二第二項に規定する法第二十八条の四第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面は、第五項の規定により提出を行う者が作成するものとする。

5 前四項の規定は、法第三十二条の五において法第三十二条の二の規定を準用する場合について準用する。

(その他業務)

第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～四 (略)

五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条に規定する組合契約(令第一条の三の第二項第一号に掲げる要件のすべてに該当する組合契約を除く。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

六～十六 (略)

(届出事項)

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 (略)

八 役員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等)をいう。以下この項において同じ。とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五号第一号から第四号までに規定する行為で過失による場合は除く。次号

9 前各項の規定は、法第三十二条の五において法第三十二条の二の規定を準用する場合について準用する。

(その他業務)

第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～四 (略)

五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

六～十六 (略)

(届出事項)

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 (略)

八 役員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等)をいう。以下この項において同じ。とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五号第二号から第五号までに規定する行為で過失による場合は除く。次号

において同じ。）

九、十六（略）

2（略）

第六十二条（略）

2（略）

3 証券業の登録を受けようとする者が法第二十八条の二第一項の登録申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該登録を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4・5（略）

別表第八（第六十条第二項関係）

九 保護預り有価	法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
預り月日、預り先の氏	（略）	（略）	（略）

において同じ。）

九、十六（略）

2（略）

第六十二条（略）

2（略）

（新設）

3・4（略）

別表第八（第六十条第二項関係）

九 保護預り有価	法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
預り月日、預り先の氏	（略）	（略）	（略）

(略)	証券明細簿
(略)	名又は名称、銘柄、株数若しくは口数又は券面の総額、券面額、記号、番号、名義人、引出月日、引出事由、保管方法
(略)	
(略)	証券明細簿
(略)	名又は名称、銘柄、株数若しくは口数又は券面の総額、券面額、記号、番号、名義人、有価証券預り証の発行番号、引出月日、引出事由、保管方法
(略)	

五 証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）

改正案	現行
<p>(登録の申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）に対する前項の規定の適用については、当該外国法人の日本国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 顧客の有価証券の売買その他の取引等が法第六十六条第一項若しくは第三項又は法第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該有価証券の売買その他の取引等の受託等をする行為</p> <p>六～十一 (略)</p> <p>十二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は同条第四項に規定する</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 顧客の有価証券の売買等が法第六十六条第一項若しくは第三項又は法第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の媒介をする行為</p> <p>六～十一 (略)</p> <p>(新設)</p>

投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等を行う行為

十三了十五 (略)

十六 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が顧客に関する非公開情報(当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合並びに親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号。次条において「行為規制等府令」という。)(第十条第十五号イからハに掲げる情報を受領する場合及び第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を提供する場合を除く。)(又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。))を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

十七 あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介をする行為

十二了十四 (略)

十五 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が顧客に関する非公開情報(当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合並びに親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号。次条において「行為規制等府令」という。)(第十条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を提供する場合を除く。)(又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。))を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

(新設)

十八 委託証券会社（証券仲介業者に証券仲介業務の委託を行う証券会社若しくは外国証券会社をいう。以下この号において同じ。）

（が、その親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。以下この号において同じ。）に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいい、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて法第六十五条第二項第一号の性質を有する有価証券を除く。）の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該証券仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る証券仲介行為（法第二条第十一項第一号に掲げる行為にあつては当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となつた日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却するもの）に係るものに限る。）を行うこと

2
5 （略）

6 第二項第一号及び第四項第一号に規定する「特定の要件に該当する者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 （略）

三 専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介業者の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務（顧客の非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に

（新設）

2
5 （略）

6 第二項第一号及び第四項第一号に規定する「特定の要件に該当する者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 （略）

三 専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介業者の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務（顧客の非公開情報に関連する業務を除く。）を行っていること（第

関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。) に関連する業務を除く。) に関連する業務を除く。) を行っていること (第一号に該当する場合を除く。) 。

7 (略)

8 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官の指定した者、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人等、第四項第一号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する金融庁長官が指定した者、同項第二号ロに規定する法人等及び同号ハに規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たつて、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。 以下この条において同じ。) の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

一(五) (略)

9 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等及び金融

一号に該当する場合を除く。) 。

7 (略)

8 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人等、第四項第一号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号ロに規定する法人等及び同号ハに規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たつて、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。 以下この条において同じ。) の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

一(五) (略)

9 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等、同号ロ

て媒介する」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第三項において準用する第八条」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十二条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の注文内容を確認しないで、頻繁に当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介をしている状況
二 丁九 (略)

(報告書等の提出先)

第二十条 (略)

2 (略)

3 証券仲介業の登録を受けようとする者が法第六十六条の三第一項の登録申請書を財務局長等に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときには、当該登録を受けようとする者は、当該報告書等及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4 (略)

引等を誤って媒介する」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第三項において準用する第八条」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十二条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の有価証券の売買等の媒介をしている状況
二 丁九 (略)

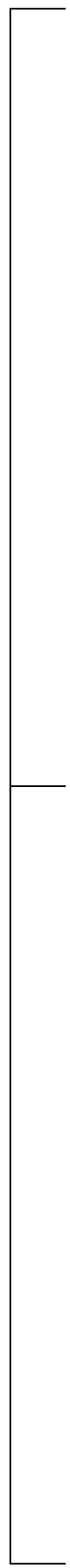
(報告書等の提出先)

第二十条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)



六 証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

改正案	現行
<p>（法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める取引）</p> <p>第十二条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会員証券取引所から法第七十七条の二第一項第二号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて行う場合当該会員証券取引所が開設する取引所有価証券市場における証券先物取引等（法第七十七条の二第一項第二号に掲げる証券先物取引等をいう。第五号において同じ。）</p> <p>四（略）</p> <p>五 株式会社証券取引所から法第七十七条の三第一項第二号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて行う場合 当該株式会社証券取引所が開設する取引所有価証券市場における証券先物取引等</p>	<p>（法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める取引）</p> <p>第十二条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会員証券取引所から法第七十七条の二第一項第二号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて行う場合当該会員証券取引所が開設する取引所有価証券市場における証券先物取引等（国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。第五号において同じ。）に係る有価証券先物取引並びに同項第六号イ、八及び二に掲げる取引に限る。）</p> <p>四（略）</p> <p>五 株式会社証券取引所から法第七十七条の三第一項第二号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて行う場合 当該株式会社証券取引所が開設する取引所有価証券市場における証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに法第六十五条第二項第六号イ、八及び二に掲げる取引に限る。）</p>

七 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（令第一条の三の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるもの）</p> <p>第二条の三 令第一条の三の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株券の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行うことを約することにより成立するものであって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）。</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、株券の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを証券会社に委託をして行うことを約することにより成立するものであって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの（各従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）。</p> <p>2 前項第二号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 株券の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決</p>	<p>（新設）</p>

権の百分の二十五以上の割合の議決権を保有する場合における当該他の会社

二 株券の発行者である会社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社

三 株券の発行者である会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社

(勧誘の相手方に該当しないための要件等)

第三条の三 (略)

2 令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社(以下この条において「発行会社」という。)(の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 内国会社 発行会社の完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)

二 (略)

3～9 (略)

(勧誘の相手方に該当しないための要件等)

第三条の三 (略)

2 令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社(以下この条において「発行会社」という。)(の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 内国会社 発行会社の完全子会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)

二 (略)

3～9 (略)

(権利の発行)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するもの 当該権利に係る信託の委託者

二 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利 当該契約における投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第一項に規定する無限責任組員

三 令第一条の三の二第二項第一号に掲げる組合契約に基づく権利 当該組合契約において業務の執行を委任された組員

四 令第一条の三の二第二項第二号に掲げる匿名組合契約に基づく権利 当該匿名組合契約における営業者

五 法第二条第二項第四号に掲げる権利 投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第一号に規定する無限責任組員に類する者

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲

(権利の発行)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するものにあつては、当該権利に係る信託の委託者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、令第一条の三

ける権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するもの 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

二 法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利 当該権利に係る契約の効力が生じた時

の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するものにあつては、当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時とする。

（新設）

（新設）

八 有価証券の空売りに関する内閣府令（平成四年大蔵省令第五十号）

改正案	現行
<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 取引所有価証券市場において特定の銘柄の有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う会員等（以下「取引所有価証券市場のマーケットメイカー」という。）が、当該取引所有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りをを行う取引</p> <p>六 十六（略）</p> <p>十七 取引所有価証券市場のマーケットメイカーが、取引所有価証券市場において特定の銘柄の有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出すために、当該取引所有価証券市場における当該有価証券の自己の計算による空売りをを行う取引（当該特定の銘柄の有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他の取引所有価証券市場のマーケットメイカーに対して空売りをを行う場合に限る。）</p>	<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 十五（略）</p> <p>（新設）</p>

第二条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う協会員(以下「店頭売買有価証券市場のマーケットメイカー」という。)(が、当該店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

四十二 (略)

十三 店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーが、店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出すために行う当該店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の自己の計算による空売りを
行う取引(当該特定の銘柄の店頭売買有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他の店頭売買有価証券市場のマーケットメイカー)に対して空売りを
行う場合に限る。)

(空売りを
行う場合の直近公表価格)

第二条の二 令第二十六条の四第一項に規定する内閣府令で定める方法は、取引所有価証券市場のマーケットメイカーが、恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき
売買を行う義務を負う方法とする。

2 令第二十六条の四第一項に規定する内閣府令で定める価格は、空

第一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う協会員(以下「マーケットメイカー」という。)(が、当該店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを
行う取引

四十二 (略)

十三 マーケットメイカーが、店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出すために
行う当該店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の自己の計算による空売りを
行う取引(当該特定の銘柄の店頭売買有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他のマーケットメイカー)に対して空売りを
行う場合に限る。)

(新設)

売りに係る有価証券につき当該空売りをを行う取引所有価証券市場を開設する証券取引所が当該空売りの直前に公表した取引所有価証券市場のマーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格とする。

第二条の三 令第二十六条の四第五項で準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーが、恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負う方法とする。

2 令第二十六条の四第五項で準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りをを行う店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会が当該空売りの直前に公表した店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格とする。

(空売りをを行う場合の価格制限の適用除外)

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 取引所有価証券市場のマーケットメイカーが顧客から有価証券の売付けの注文を受けている場合において、当該売付けを当該取引所有価証券市場のマーケットメイカーの出している買付けの気配よりも有利な価格で成立させることを目的に、当該有価証券の

(新設)

(空売りをを行う場合の価格制限の適用除外)

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

売付けの注文の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該取引所有価証券市場のマーケットメイカーが自己の計算により空売りを行う取引（当該有価証券と同一の銘柄の有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他の取引所有価証券市場のマーケットメイカーに対して空売りを行う場合に限る。）

五十九（略）

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーが顧客から店頭売買有価証券の売付けの注文を受けている場合において、当該売付けを当該店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーの出している買付けの気配よりも有利な価格で成立させることを目的に、当該店頭売買有価証券の売付けの注文の数量の範囲内で当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券を当該店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーが自己の計算により空売りを行う取引（当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他の店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーに対して空売りを行う場合に限る。）

四八（略）

四十八（略）

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 マーケットメイカーが顧客から店頭売買有価証券の売付けの注文を受けている場合において、当該売付けを当該マーケットメイカーの出している買付けの気配よりも有利な価格で成立させることを目的に、当該店頭売買有価証券の売付けの注文の数量の範囲内で当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券を当該マーケットメイカーが自己の計算により空売りを行う取引（当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他のマーケットメイカーに対して空売りを行う場合に限る。）

四八（略）

九 上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第七十二号）

改正案	現行
<p>（取引所有価証券市場におけるマーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け）</p> <p>第二条の二 発行会社は、取引所有価証券市場においてマーケットメイク銘柄（証券取引所の定める規則において当該取引所有価証券市場において特定の銘柄の有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す当該証券取引所の会員又は取引参加者（以下「マーケットメイカー」という。）が恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして証券取引所に届け出を行い、証券取引所が指定する銘柄をいう。以下同じ。）に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次の各号に定める事項について、当該各号に定める要件を満たさなければならぬ。</p> <p>一 証券会社の数 一日に二以上の証券会社に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。</p> <p>二 上場等株券の買付け等の注文の時間 直前三十分間以外の時間に、当該上場等株券の買付け等の注文を行うこと（直前三十分間以外の時間に行う上場等株券の買付け等の注文であつて、あらかじめ直前三十分間に上場等株券の買付けを行うことを約すものは</p>	<p>（新設）</p>

、直前三十分間に上場等株券の買付け等の注文を行うものとみなす。

三 上場等株券の買付け等の注文の価格 上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の当該指値による当該注文を行うものではなく、かつ当該指値が取引所有価証券市場のマーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として証券取引所により公表された価格（以下「最良売り気配」という。）を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

四 上場等株券の買付け等の注文の数量 上場等株券の買付けを行う取引所有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの方法により算出した数量を超えないこと。

イ 一日平均売買単位数に百分の二十五を乗じた売買単位数
ロ 月間平均売買単位数の区分に応じ次に掲げる数量

(1) 月間平均売買単位数が四百売買単位数以上の銘柄 十売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数）のいずれか少ない数量

(2) 月間平均売買単位数が二百売買単位数以上四百売買単位数未満の銘柄 五売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の

五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数）のいずれか少ない数量

(3) 月間平均売買単位数が二百売買単位数未満の銘柄 三売買単位数

（店頭売買有価証券市場におけるマーケットメイク銘柄である上場株券等の買付け）

第四条 第二条の二の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の買付けについて準用する。

（マーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け）

第四条 発行会社は、店頭売買有価証券市場においてマーケットメイク銘柄（協会の定める規則において当該店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す協会員（以下「マーケットメイカー」という。）が売付け及び買付けの気配を継続的に発表し、当該売付け及び買付けの気配に基づき自己の計算において他の会員又は顧客との間で売買を行うものとして協会に届け出を行い、協会が指定する銘柄をいう。）に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次の各号に定める事項について、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

一 証券会社の数 一日に二以上の証券会社に対して、上場等株券の買付け等を行わないこと。

二 上場等株券の買付け等の注文の時間 直前三十分間以外の時間に、当該上場等株券の買付け等の注文を行うこと（直前三十分間以外の時間に行う上場等株券の買付け等の注文であつて、あらかじめ直前三十分間に上場等株券の買付けを行うことを約すものは、直前三十分間に上場等株券の買付け等の注文を行うものとみな

す。

三 上場等株券の買付け等の注文の価格 上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表されたその日の公表価格のうち最も高い価格を上回る価格の当該指値による当該注文を行うものではなく、かつ当該指値がマーケットメイカーが発表する売り気配の最安値として協会により公表された価格（以下「最良売り気配」という。）を上回らない注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものである。

四 上場等株券の買付け等の注文の数量 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの方法により算出した数量を超えないこと。

イ 一日平均売買単位数に百分の二十五を乗じた売買単位数
ロ 月間平均売買単位数の区分に応じ次に掲げる数量

(1) 月間平均売買単位数が四百売買単位数以上の銘柄 十売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数）のいずれか少ない数量

(2) 月間平均売買単位数が二百売買単位数以上四百売買単位数未満の銘柄 五売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第七条 発行会社が次に掲げる方法により、上場等株券の買付け等を行う場合には、第二条から第五条までの規定は適用しない。

一 (略)

一の二 取引所有価証券市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、証券取引所が適当と認める方法

イ 上場等株券の買付け等の注文がマーケットメイカーが発表した当該上場等株券のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格(その価格に一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げるものとする。)(を上回らない価格の指値により行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあつては、当該買付け等を行う日において当該方法によらずに当該買付

下回る場合は、三売買単位数)のいずれか少ない数量

(3) 月間平均売買単位数が二百売買単位数未満の銘柄 三売買単位数

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第七条 発行会社が次に掲げる方法により、上場等株券の買付け等を行う場合には、第二条から第五条までの規定は適用しない。

一 (略)

(新設)

け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数が満たない場合には、当該満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買付け等を行うことができる。）。

二（略）

三 第一号の二の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の買付け等について準用する。

二（略）

三 店頭売買有価証券市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、協会が適当と認める方法

イ 上場等株券の買付け等の注文がマーケットメイカーが発表した当該上場等株券のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により行うこと。

ロ あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考となるべき事項を公表した後に行うこと。

ハ 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあっては、当該買付け等を行う日において当該方法によらずに当該買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付ける株券の数量に買い付けた株券の数が満たない場合には、当該満たない株券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買

付 け 等 を 行 う じ ょ う が な り 。

改正案	現行
<p>（業務の規制） 第二十四条（略） 2）17（略）</p> <p>18 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。以下「行為規制等府令」という。）第一条、第五条及び第九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一号中「法第四十二条」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条」と、同号イ中「法第五十四条第一項第四号」とあるのは「証券取引法第五十四条第一項第四号」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第五項中「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者</p>	<p>（業務の規制） 第二十四条（略） 2）17（略）</p> <p>18 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。以下「行為規制等府令」という。）第一条、第五条及び第九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一号中「法第四十二条」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条」と、同号イ中「法第五十四条第一項第四号」とあるのは「証券取引法第五十四条第一項第四号」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第五項中「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店（外国証</p>

に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店（外国証券業者に
関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）」と、行
為規制等府令第五条中「証券会社の代表者」とあるのは「外国証券
会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第四十
二条の二第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第
十四条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号」
と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「外国証券
業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項において準用する証券
会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、「法第四十二条の
二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条
第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号」
と読み替えるものとする。

19・20（略）

21 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用
する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用
する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用
する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号、第三号、
第五号、第八号及び第十一号中「法」とあるのは「証券取引法」と
、同条第五号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に
駐在する役員」と、同条第六号中「令第二十条第二項各号」とある
のは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十
条第二項各号」と、「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引

券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）
」と、行為規制等府令第五条中「法第四十二条の二第一項第一号」
とあるのは「証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、「証券
会社の代表者」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、
支店に駐在する役員」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」
とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項
において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」
と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者
に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二
条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

19・20（略）

21 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用
する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用
する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用
する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号、第三号、
第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第五
号中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、「役員」とある
のは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号
中「令第二十条第二項各号」とあるのは「証券取引法施行令（昭和
四十年政令第三百二十一号）第二十条第二項各号」と、「令第一条

法施行令第一条の四第一項」と、「法第四条」とあるのは「証券取引法第四条」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「令第二十四条」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条」と、「令第七条第五項第九号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第九号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第四百九十九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九十九条第一項」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条」とあるのは「証券取引法第二十七条」と、同条第十二号中「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第十二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

22 行為規制等府令第四条第一号、第二号、第八号、第九号、第十二号及び第十四号の規定は、法第十四条第二項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号及び第八号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条」とあるのは「証券取引法第二十七条」と読み替えるものとする。

の四第一項」とあるのは「証券取引法施行令第一条の四第一項」と、「法第四条」とあるのは「証券取引法第四条」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「令第二十四条」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条」と、「令第七条第五項第九号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第九号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第四百九十九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九十九条第一項」と、同条第九号中「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

22 行為規制等府令第四条第一号、第二号、第八号、第九号、第十二号及び第十四号の規定は、法第十四条第二項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号、第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、「この条及び第十条」とあるのは「この条」と読み替えるものとする。

23 行為規制等府令第四条第三号、第五号（専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為を除く。）、第七号から第十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号、第五号及び第八号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第五号中「役員」とあるのは「役員、国内における代表者」と、同条第七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条」とあるのは「証券取引法第二十七条」と読み替えるものとする。

24 行為規制等府令第六条第一項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定は、外国証券会社の支店の役員に係る事故等の財務局長又は福岡財務支局長への報告について、それぞれ準用する。この場合において、行為規制等府令第六条第一項中「法第七十九条の十六の二第一項」とあるのは「証券取引法第七十九条の十六の二第一項」と、

23 行為規制等府令第四条第三号、第五号（専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為を除く。）、第七号から第十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号、第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第三号中「第十条第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十号」と、同条第五号中「役員」とあるのは「役員、国内における代表者」と、同条第七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間」と、同条第九号中「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

24 行為規制等府令第六条第一項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定は、外国証券会社の支店の役員に係る事故等の財務局長又は福岡財務支局長への報告について、それぞれ準用する。この場合において、行為規制等府令第六条中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第一項中「法第七十九条の十六の二第一項」とあるのは

前条」とあるのは、「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第六十条第一項」とあるのは、「外国証券業者に関する内閣府令第三十九条において準用する証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第六十条第一項」と、「同条第二項中「本店又はその他の営業所」とあるのは「支店」と、「第八条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と読み替えるものとする。

25・26（略）

27 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所を」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条

は「証券取引法第七十九条の十六の二第二項」と、「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第六十条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十九条において準用する証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第六十条第一項」と、「同条第二項中「本店又はその他の営業所」とあるのは「支店」と、「第八条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と読み替えるものとする。

25・26（略）

27 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所を」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条

第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と、同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業（証券取引法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下同じ。）」と、同条第十三号中「第五条」とあるのは「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第十五号中「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十四条第一号」と読み替えるものとする。

28
(略)

29 行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条中「法第三十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条」と、同条第五号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、同条第五号中「法第六十三号」とあるのは「証券取引法第六十三号」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「役員」とあるのは

第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と、同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業（証券取引法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下同じ。）」と、同条第十三号中「第五条」とあるのは「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第十五号中「法第四十四条第一号」とあるのは「証券取引法第四十四条第一号」と読み替えるものとする。

28
(略)

29 行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条中「法第三十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条」と、同条第一号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、同条第五号中「法第六十三号」とあるのは「証券取引法第六十三号」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「証券会社の役員」とあるのは

は「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは、「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令」と読み替えるものとする。

(弊害防止措置)

第二十五条 (略)

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、第一号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同項第二号中「引受け(法)」とあるのは「引受け(証券取引法)」と、「元引受契約(法)」とあるのは「元引受契約(証券取引法)」と、同項第三号中「法第二号第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「法第七号の二第一項第一号」とあるのは「証券取引法第七号の二第一項第二号」と、「法第六十五条の二第二項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、

「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令」と読み替えるものとする。

(弊害防止措置)

第二十五条 (略)

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条第一項第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「国債証券等(法)」とあるのは「国債証券等(証券取引法)」と、「法第二条」とあるのは「証券取引法第二条」と、「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、「令第一条の三」とあるのは「証券取引法施行令第一条の三」と、同項第二号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「引受け(法)」とあるのは「引受け(証券取引法)」と、「元引受契約(法)」とあるのは「元引受契約(証券取引法)」と、同項第三号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第四号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同項第五号中

同項第七号中「その取締役、執行役、監査役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法」と読み替えるものとする。

(特定法人等となる者)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する「役員会等を支配している」とは、一の法人等の役員及び使用人並びにこれらであった者(役員又は使用人でなく

「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「法第六十五条の二第二項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第二項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同項第七号中「その取締役、執行役、監査役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法」と読み替えるものとする。

(特定法人等となる者)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する「役員会等を支配している」とは、一の法人等の役員若しくは使用人又はこれらであった者が他の法人等の役員会

なつた日から二年を経過するまでの者に限る。)が他の法人等の役員会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(届出事項)

第四十一条 法第二十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

一～八 (略)

九 役員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為(次号において「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第二十四条第十二項において準用する行為規制等府令第五号第一号から第四号までに規定する行為が過失による場合は除く。)

十～十六 (略)

2 (略)

(外国証券会社に係る申請書等の提出先等)

第四十九条 (略)

その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(届出事項)

第四十一条 法第二十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

一～八 (略)

九 役員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為(次号において「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第二十四条第十二項において準用する行為規制等府令第五号第二号から第五号までに規定する行為が過失による場合は除く。)

十～十六 (略)

2 (略)

(外国証券会社に係る申請書等の提出先等)

第四十九条 (略)

<p>3 法第三条第一項の登録を受けようとする外国証券業者が法第四条第一項の登録申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該外国証券業者の主たる支店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該外国証券業者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。</p> <p>4 5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>2 (新設)</p> <p>3 4 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（投資信託委託業等の認可申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 主要株主（法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号及び第十九条の二第四項において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>七～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（主要株主の届出の手續等）</p> <p>第十九条の二（略）</p> <p>2 法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らることが困難な場合には、直近の</p>	<p>（投資信託委託業等の認可申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 主要株主（法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号及び第十九条の二において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>七～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（主要株主の届出の手續等）</p> <p>第十九条の二（略）</p> <p>2 法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有することとなった日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らることが</p>

有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第十条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

4 (略)

(削る)

が困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第十条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法人（第五項の委託を行った法人を除く。）である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

4 (略)

5 投資信託委託業者の主要株主であつて被支配会社（令第十四条の二第一項第三号に規定する被支配会社をいい、同条第四項の規定により被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を有する者が、当該主要株主の被支配会社であつてみなし主要株主（その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被支配会社を有しないものであつて、共同保有者（同条第一項第一号に規定する共同保有者をいう。）を有しないものに限る。）であるものの委託を受けて、当該委託を行った被支配会社に係る対象議決権保有届出書を提出する場合には、一の対象議決権保有届出書に、当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る事項を併せて記載し、提出することができる。

6 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であつて、投資信

(削る)

(削る)

(削る)

5 前四項の規定は、法第十条の七において法第十条の四の規定を準用する場合について準用する。

(令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める資産等)
第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。

2 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)
第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等(法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。)であ

託委託業者の対象議決権のうち、法第九条第五項(第一号を除く。)(の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを保有しない者をいう。

7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出したものとみなす。

8 第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支配会社に係る法第十条の四第二項に規定する法第九条第二項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面は、第五項の規定により提出を行う者が作成するものとする。

9 前各項の規定は、法第十条の七において法第十条の四の規定を準用する場合について準用する。

(令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める資産等)
第二十六条 令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。

2 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)
第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等(法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。)であ

る発行者（証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号、第五十三条及び第八十二条において同じ。）、証券会社、証券仲介業者（同法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し（同法第四項に規定する有価証券の売出しをいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。）又は募集、私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。）若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対して、当該発行者、証券会社、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図する。

二丁四（略）

（削る）

る証券会社、証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し（証券取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。）又は募集、私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。）若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図すること。

二丁四（略）

五 投資信託委託業者の利害関係人等である投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条に規定する投資事業有限責任組合契約（以下「有限責任組合契約」という。）の業務執行組合員（投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第一項に規定する無限責任組合員をいう。以下同じ。）が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責任

(指定資産)

第三十三条 (略)

2 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十二 (略)

(削る)

3 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十六条の二に規定する特定資産をいう。)の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一〇十八 (略)

(削る)

任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組合員が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該業務執行組合員の要請を受けて、当該有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合出資持分(令第三条第十七号に規定する投資事業有限責任組合出資持分をいう。以下同じ。)を投資信託財産をもつて取得することを受託会社に指図すること。

(指定資産)

第三十三条 (略)

2 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十二 (略)

十三 投資事業有限責任組合出資持分の取得及び譲渡

3 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十六条の二に規定する特定資産をいう。)の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一〇十八 (略)

十九 投資事業有限責任組合出資持分 有限責任組合契約に係る組合財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該有限責任組合契約の内容及び当該有限責任組合契約の業務執行組合員に関すること

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買付けすること。

二 四 (略)

(削る)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買付けすること。

二 四 (略)

五 投資信託委託業者の利害関係人等である有限責任組合契約の業務執行組員が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組員が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該業務執行組員の要請を受けて、当該有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 信託会社等の利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。）である発行者、証券業を営んでいる投資信託委託業者（当該投資信託委託業者が許可外国証券業者である場合を除く。）、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けること。

二 四（略）

（削る）

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 信託会社等の利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。）である証券業を営んでいる投資信託委託業者（当該投資信託委託業者が許可外国証券業者である場合を除く。）、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けること。

二 四（略）

- 五 信託会社等の利害関係人等である有限責任組合契約の業務執行組合員が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組合員が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該業務執行組合員の要請を受けて、当該有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合出資持分を投資信託財産をもって取得すること。

十二 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十四（略）</p> <p>十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）</p> <p>十六～二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格、同項</p>	<p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十四（略）</p> <p>十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）</p> <p>十六～二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産の価格、同項</p>

第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4～10 (略)

(外国投資信託の運用報告書の記載事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～八 (略)

九 投資の対象とする令第三条第十三号から第十七号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十 (略)

2・3 (略)

第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4～10 (略)

(外国投資信託の運用報告書の記載事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～八 (略)

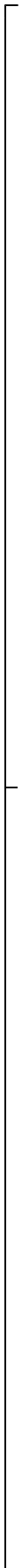
九 投資の対象とする令第三条第十三号から第十八号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十 (略)

2・3 (略)

十三 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第百三十四号）

改正案	現行
<p>（資産運用報告書の記載事項）</p> <p>第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十三 （略）</p> <p>十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）</p> <p>十五～二十四 （略）</p> <p>2 前項第十一号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格及び同項第十三号に規定する資産総額に対する比率の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第七号に規定する価格を使用するものとする。</p>	<p>（資産運用報告書の記載事項）</p> <p>第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十三 （略）</p> <p>十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）</p> <p>十五～二十四 （略）</p> <p>2 前項第十一号に規定する令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産の価格及び同項第十三号に規定する資産総額に対する比率の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第七号に規定する価格を使用するものとする。</p>



十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正案	現行
<p>（投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為） 第二十六条の二 法第二十二條第二項第五号（法附則第三條第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 投資顧問業者の利害関係人（法第二十二條第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この条において同じ。）である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関（証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）が特定の</p>	<p>（投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為） 第二十六条の二 法第二十二條第二項第五号（法附則第三條第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、法第二十二條第二項第一号に規定する投資顧問業者の利害関係人である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関（証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）が特定の有価証券の引受け等（有価証券の引受け、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いとして証券取引法第二條第八項第四号から第六号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）を行つている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買付けけることを内容とした助言を行つこととする。</p> <p>（新設）</p>

有価証券の引受け等（有価証券の引受け、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いとして証券取引法第二十八条第四号から第六号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）を行つている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買付けすることを内容とした助言を行つこと。

二 投資顧問業者の利害関係人である発行者（証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号及び第二十三条の三第二項において同じ。）が有価証券の募集又は私募を行つている場合において、当該発行者に対する有価証券の取得の申込みの額が当該発行者が予想していたと見込まれる状況の下で、当該発行者の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買付けすることを内容とした助言を行つこと。

（認可の申請）

第二十七条（略）

2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三（略）

四 利害関係人（認可申請者である投資顧問業者の法第二十一条第

（新設）

（認可の申請）

第二十七条（略）

2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三（略）

四 利害関係人（認可申請者である投資顧問業者の法第二十一条第

二項第一号に規定する利害関係人をいう。）である次に掲げる者に関する事項

イ 水（略）

ヘ 投資事業有限責任組合契約の業務執行組合員

ト 組合契約の業務執行組合員

チ 匿名組合契約の営業者

五（略）

3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類（投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及び第九号に掲げる書類を除く。）とし、別表第一に定めるところにより作成するものとする。

一 一六（略）

七 主要株主（法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。第九号、第二十八条の二及び第三十九条において同じ。）が法第二十七条第二項第三号イから八まで及び第四号イから八までのいずれにも該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面

八（略）

九 主要株主の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

十 十六（略）

4・5（略）

二項第一号に規定する利害関係人をいう。）である次に掲げる者に関する事項

イ 水（略）

（新設）

（新設）

（新設）

五（略）

3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類（投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及び第九号に掲げる書類を除く。）とし、別表第一に定めるところにより作成するものとする。

一 一六（略）

七 主要株主（法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。第九号及び第二十八条の二において同じ。）が法第二十七条第二項第三号イから八まで及び第四号イから八までのいずれにも該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面

八（略）

九 主要株主の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

十 十六（略）

4・5（略）

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第二十七条の七 法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行つた場合に限る。)において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権(当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。)

四〇七 (略)

(主要株主の届出の手續等)

第二十八條の二 (略)

2 法第二十九條の二第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権(法第二十七條第三項に規定する対象議決権をいう。)を保有することとなつた日の総株主又は総出資者の議決権

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第二十七条の七 法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行つた場合に限る。)において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権(当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。)

四〇七 (略)

(主要株主の届出の手續等)

第二十八條の二 (略)

2 法第二十九條の二第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権(法第二十七條第三項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。)を保有することとなつた日の総

の数とする。ただし、当該議決権の数を知らず困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第二十九条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

4 認可投資顧問業者の主要株主となつた者は、別紙様式第十八号手により作成した法第二十九条の二第一項の対象議決権保有届出書に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らず困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第二十九条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法人（第五項の委託を行つた法人を除く。）である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

4 認可投資顧問業者の主要株主となつた者は、別紙様式第十八号手により作成した対象議決権保有届出書（法第二十九条の二第一項の対象議決権保有届出書をいう。以下この条において同じ。）に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、管轄財務局長等（当該者が居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいい、非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合には関東財務局長をいう。以下この項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、次項の規定により対象

議決権保有届出書を提出する場合には、当該提出する者が、同項の規定により作成した対象議決権保有届出書に、その写し一通及び法第二十九条の二第二項の添付書類一部を添付して、当該者及び当該者に委託を行った者の管轄財務局長等に、それぞれ提出するものとする。

(削る)

5 認可投資顧問業者の主要株主であつて被支配会社(令第十四条の三第一項第三号に規定する被支配会社をいい、同条第四項の規定により被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)を有する者が、当該主要株主の被支配会社であつてみなし主要株主(その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被支配会社を有しないものであつて、共同保有者(同条第一項第一号に規定する共同保有者をいう。)を有しないものに限る。)であるものの委託を受けて、当該委託を行った被支配会社に係る対象議決権保有届出書を提出する場合には、一の対象議決権保有届出書に、当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る事項を併せて記載し、提出することができる。

(削る)

6 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であつて、認可投資顧問業者の対象議決権のうち、法第二十七条第五項(第一号を除く。)の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを保有しない者をいう。

(削る)

7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出したものとみなす。

(削る)

5| 前四項の規定は、法第二十九条の五において法第二十九条の二の規定を準用する場合について準用する。

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十九条の三 法第三十条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 認可投資顧問業者の利害関係人(法第三十条の三第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この条において同じ。)である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申

8| 第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支配会社に係る法第二十九条の二第二項に規定する法第二十七条第二

項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面は、第五項の規定により提出を行う者が作成するものとする。

9| 前各項の規定は、法第二十九条の五において法第二十九条の二の規定を準用する場合について準用する。

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十九条の三 法第三十条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に規定する認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買いつけることを内容とした投資判断に基づき投資を行うこととする。

(新設)

込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 認可投資顧問業者の利害関係人である発行者が有価証券の募集又は私募を行っている場合において、当該発行者に対する有価証券の取得の申込みが当該発行者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

(新設)

改正案

現行

<p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預</p>	<p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預</p>
--	--

入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ〜二 (略)

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取引(同法第二条第一項一号に掲げる国債証券、同項二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。)(第十三条の五第一項二号において「国債証券等」という。))並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項一号の性質を有するものに限る。)

六 (略)

2〜6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)

入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ〜二 (略)

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2〜6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第三号に掲げる有価証券(法第十条第三項一号に掲げる短期商工債券、同項三号に掲げる短期債券)

)

(削る)

三・四 (略)

2} 4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十三条の六 銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。) 、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

四・五 (略)

2} 4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十三条の六 銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第十条第三項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四十六 (略)

三五 (略)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第十条第三項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四十六 (略)

三五 (略)

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取引（同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。）（第十二条の三第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの）に係</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係るものに限る。）</p>

るものに限る。)

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 } 6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)

(削る)

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 } 6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第六条第四項第一号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。)、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(第三条第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

三・四 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 (略)

四・五 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第六条第四項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三丁十六（略）

3～5（略）

二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第六条第四項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三丁十六（略）

3～5（略）

改 正 案	現 行
<p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p>	<p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p>

一〇四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ二（略）

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取引（同法第二条第一項一号に掲げる国債証券、同項二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。）（第十五条の四第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項一号の性質を有するものに限る。）

六（略）

2〇6（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十五条の四 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一〇四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ二（略）

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同法第二項一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）

六（略）

2〇6（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十五条の四 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)

(削る)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の五 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わな

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第五十三条第五項第一号口に掲げる短期商工債券、同号八に掲げる短期債券又は同号へに掲げる短期農林債券に係るものに限る。)、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

四 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の五 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

い等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第五十三条第五項第一号 水に掲げる特定短期社債に係るものを除く

）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第五十三条第五項第一号 水に掲げる特定短期社債に係るものを除く

）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結

結する取引に限る。第五項において同じ。(

四)十六)略(

3)5)略(

する取引に限る。第五項において同じ。(

四)十六)略(

3)5)略(

十八 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第二項第二号又は第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）</u>であつて、証券取引法施行令<u>第十七条の二第二項第二号及び第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>6～8（略）</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第二項第三号又は第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）</u>であつて、証券取引法施行令<u>第十七条の二第二項第三号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>6～8（略）</p>

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取引（同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。）（第五条の八第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの）に係る</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係るものに限る。）</p>

ものに限る。)

六 (略)

2) 6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)

六 (略)

2) 6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に係るものに限る。)、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の二第四項第六号(同条第八項において準用する場合を含む。))に規定する証券又は証書を除く。)

(削る)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第五条の九 信用協同組合等は、投資信託及び投資法人に関する法律
第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等
の事務所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投
資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以
下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、
信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益
証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を
招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければな
らない。

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若し

くは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国
投資証券(次条において「受益証券等」という。)

四 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第五条の九 信用協同組合等は、投資信託及び投資法人に関する法律
第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等
の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、信用協
同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等
を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くお
それのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない
。

改 正 案

現 行

<p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあつては、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>（金銭債権等と保険契約との誤認防止）</p> <p>第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等）（同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券</p>	<p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあつては、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>（金銭債権等と保険契約との誤認防止）</p> <p>第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（法第九十八条第六項第二号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期</p>
---	--

、同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。）をいう。以下この号及び第五十三条の六の二第一項第五号ホにおいて同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）

（削る）

三（略）

2・3（略）

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二（略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一・二（略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第十九条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第九号に掲げる有価証

債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。）
、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第五十二条第六号に規定する証券又は証券を除く。）

三 受益証券又は投資証券

四（略）

2・3（略）

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二（略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一・二（略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第十九条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第九号に掲げる有価証

券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）
で証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び同条第二項に
規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証
券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産
対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合
にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項におい
て同じ。）

四十六（略）

三十五（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法百十一条第一項に規定する内閣府令で定める
ものは、次に掲げる事項とする。

一四（略）

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に
掲げる事項

イ二（略）

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評

価損益

一六（略）

七 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は

は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似
の取引（国債証券等及び同法第二条第一項第九号に掲げる有

券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）
で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に
規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証
券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産
対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合
にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項におい
て同じ。）

四十六（略）

三十五（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法百十一条第一項に規定する内閣府令で定める
ものは、次に掲げる事項とする。

一四（略）

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に
掲げる事項

イ二（略）

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評

価損益

一六（略）

七 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は

は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場
における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号

<p>2 へり (略)</p>	<p>2 へり (略)</p>
<p>価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。</p>	<p>に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。</p>

金融機関の証券業務に関する円簡便令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改 正 案		現 行	
別紙様式第1号(第5条関係) (第2面)		別紙様式第1号(第5条関係) (第2面)	
* 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	* 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)
* 認可事項	認 可 事 項	認 可 事 項	認 可 事 項
	認 可 年 月 日	認 可 年 月 日	認 可 年 月 日
(ふりがな)		(ふりがな)	
1. 商号又は名称		1. 商号又は名称	
2. 資本の額又は出資の総額	別添1のとおり	2. 資本の額又は出資の総額	別添1のとおり
3. 証券業務を担当する取締役及び監査役(理事、監事その他これらに順ずるものを含む。以下同じ。)の氏名	別添2のとおり	3. 証券業務を担当する取締役及び監査役(理事、監事その他これらに順ずるものを含む。以下同じ。)の氏名	別添2のとおり
4. 証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	別添3のとおり	4. 証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	別添3のとおり
5. 加入する証券業協会の名称		5. 加入する証券業協会の名称	
6. 取引資格を取得する証券取引所の名称		6. 取引資格を取得する証券取引所の名称	
7. 証券仲介業務を行う場合の委託証券会社の商号			
(記載上の注意) 「* 登録番号」及び「* 認可事項」には、記載しないこと。		(記載上の注意) 「* 登録番号」及び「* 認可事項」には、記載しないこと。	
(注意事項) 商号又は名称、加入する証券業協会の名称、取引資格を取得する証券取引所の名称又は証券仲介業務を行う場合の委託証券会社の商号を変更した場合には、第12条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。		(注意事項) 商号又は名称、加入する証券業協会の名称又は取引資格を取得する証券取引所の名称を変更した場合には、第12条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。	

改正案

現行

別紙様式第1号（第5条関係）

（別添3：登録金融機関業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地）
（第5面）

商号又は名称（年 月 日）

名 称	所 在 地	業務の種類

（注意事項）

- 1 登録金融機関業務を営む本店その他の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）に変更があった場合には、第12条による届出書に、本様式により作成した変更後の登録金融機関業務を営む全ての営業所等の名称、所在地を記載した書面（2部）を添付すること。
- 2 「業務の種類」には、記載する営業所等ごとに当該営業所等が行う法第65条第2項各号の業務を明示する。

別紙様式第1号（第5条関係）

（別添3：証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地）
（第5面）

商号又は名称（年 月 日）

名 称	所 在 地

（注意事項）

証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所に変更があった場合には、第12条による届出書に、本様式により作成した変更後の証券業務を営む全ての営業所の名称、所在地を記載した書面（2部）を添付すること。

金融機関の証券業務に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第315号)

改正案	現 行																				
別紙様式第3号(第30条関係)	別紙様式第3号(第30条関係)																				
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)																				
営業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)	営業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)																				
年 月 日	年 月 日																				
登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名 印	登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名 印																				
1 (略)	1 (略)																				
2 営んでいる登録金融機関業務の種類	2 営んでいる証券業務の種類																				
3 加入している証券業協会、証券取引所及び証券仲介業務を行う場合の委託証券会社	3 加入している証券業協会及び証券取引所																				
4 当期の登録金融機関業務の概要	4 当期の証券業務の概要																				
5 (略)	5 (略)																				
6 登録金融機関業務の状況	6 証券業務の状況																				
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)																				
(5) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況(証券仲介業務を除く)	(5) 証券業務に係る受入手数料の状況																				
(略)	(略)																				
(6) (略)	(6) (略)																				
7 (略)	7 (略)																				
8 (略)	8 (略)																				
9 保護預り等有価証券の分別保管状況	9 保護預り等有価証券の分別保管等状況																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">保管場所 (国 名)</th> <th style="width: 15%;">保管方法</th> <th style="width: 20%;">有価証券の区分</th> <th style="width: 20%;">数・額面金額</th> <th style="width: 30%;">通貨単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所 (国 名)	保管方法	有価証券の区分	数・額面金額	通貨単位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">保管等場所 (国 名)</th> <th style="width: 15%;">保管等方法</th> <th style="width: 20%;">有価証券の区分</th> <th style="width: 20%;">数・額面金額</th> <th style="width: 30%;">通貨単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保管等場所 (国 名)	保管等方法	有価証券の区分	数・額面金額	通貨単位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
保管場所 (国 名)	保管方法	有価証券の区分	数・額面金額	通貨単位																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																	
保管等場所 (国 名)	保管等方法	有価証券の区分	数・額面金額	通貨単位																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																	

10 証券仲介業務の状況

(1) 証券仲介業務に係る口座の状況

委託証券会社名	前期		当期	
	口座数	うち媒介等を行った口座数	口座数	うち媒介等を行った口座数

(2) 媒介等手数料等の状況

委託証券会社名	媒介等手数料	その他受入手数料	計
	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

1 営んでいる登録金融機関業務の種類

当期末現在において営んでいる登録金融機関業務（証券取引法第65条第2項各号に規定するもの）の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 (略)

3 当期の登録金融機関業務の概要

(略)

4 営業所並びに役員及び使用人の状況

(1) 「営業所数」の欄には、本店を含む全ての営業所又は事務所の数を記載すること。

なお、()には、登録金融機関業務を行っている本店を含む営業所又は事務所の数を内書すること。

(2) 「役員」「使用人」の欄には、主として登録金融機関業務に従事する者の数を記載すること。なお、()には、外務員の数を内書すること。

5 登録金融機関業務の状況

当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)~(4) (略)

(5) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

証券仲介業務を除く証券取引法第65条第2項各号に掲げる登録金融機関業務に

(新設)

(記載上の注意)

1 営んでいる証券業務の種類

当期末現在において営んでいる証券業務（証券取引法第65条第2項各号に規定するもの）の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 (略)

3 当期の証券業務の概要

(略)

4 営業所並びに役員及び使用人の状況

(1) 「営業所数」の欄には、本店を含む全ての営業所又は事務所の数を記載すること。

なお、()には、証券業務を行っている本店を含む営業所又は事務所の数を内書すること。

(2) 「役員」「使用人」の欄には、主として証券業務に従事する者の数を記載すること。なお、()には、外務員の数を内書すること。

5 証券業務の状況

当期における証券業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)~(4) (略)

(5) 証券業務に係る受入手数料の状況

証券取引法第65条第2項各号に掲げる証券業務に係る受入手数料について約定

係る受入手数料について約定基準により記載すること。

(略)

(6) (略)

6 (略)

7 保護預り等有価証券の分別保管状況

(1) 法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 47 条第 1 項の規定により分別される有価証券及び社債等の振替に関する法律第 2 条第 4 項に定める口座管理機関として振替口座簿により分別される有価証券について、保管場所及び保管方法ごとに記載すること。

(2) 「保管場所」の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、受託銀行と記載すること。

(3) 「保管方法」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替に関する法律第 2 条第 4 項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

(4)、(5) (略)

8 証券仲介業務の状況

証券仲介業務を行っていない登録金融機関は記載を要しない。

(1) 証券仲介業務に係る口座の状況

「口座数」の欄には、委託証券会社の口座について、登録金融機関の証券仲介業務に係る口座数を記載すること。

「うち媒介等を行った口座数」の欄には、証券取引法第 65 条第 2 項第 3 号に掲げる有価証券について行う同号八の行為及び同項第 4 号に掲げる有価証券について行う同号ロの行為（以下「媒介等」という。）に係る注文を登録金融機関を通じて発注した顧客の口座数を、約定に至ったか否かに関わらず記載すること。

(2) 媒介等手数料等の状況

「媒介等手数料」の欄には、事業年度中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る手数料のうち、媒介等に係る手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、事業年度中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る手数料のうち、媒介等手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「媒介等手数料」の欄に一括して記載すること。

9 (略)

基準により記載すること。

(略)

(6) (略)

6 (略)

7 保護預り等有価証券の分別保管等状況

(1) 法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 47 条第 1 項の規定により分別される有価証券及び社債等の振替に関する法律第 2 条第 4 項に定める口座管理機関として振替口座簿により分別される有価証券について、保管場所及び保管等方法ごとに記載すること。

(2) 「保管等場所」の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、受託銀行と記載すること。

(3) 「保管等方法」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替に関する法律第 2 条第 4 項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

(4)、(5) (略)

(新設)

8 (略)

金融機関の証券業務に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改正案	現 行												
別紙様式第4号(第31条関係)	別紙様式第4号(第31条関係) <div style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</div>												
<p>業務又は財産の状況に関する報告書 (年 月) (日本工業規格A4) 年 月 日</p> <p>登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名 印</p>	<p>登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名 印</p>												
1 登録金融機関業務の状況	1 証券業務の状況												
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)												
(5) <u>登録金融機関業務に係る受入手数料の状況(証券仲介業務を除く)</u>	(5) <u>証券業務に係る受入手数料の状況</u>												
(6) (略)	(略)												
(6) (略)	(略)												
2 (略)	2 (略)												
3 証券仲介業務の状況	<u>(新設)</u>												
(1) 証券仲介業務に係る口座の状況													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>委託証券会社名</th> <th>口座数</th> <th>うち媒介等を行った口座数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	委託証券会社名	口座数	うち媒介等を行った口座数										
委託証券会社名	口座数	うち媒介等を行った口座数											
(2) 媒介等手数料等の状況													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>委託証券会社名</th> <th>媒介等手数料</th> <th>その他受入手数料</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	委託証券会社名	媒介等手数料	その他受入手数料	計		百万円	百万円	百万円					
委託証券会社名	媒介等手数料	その他受入手数料	計										
	百万円	百万円	百万円										
4 (略)	3 (略)												

(記載上の注意)

1 登録金融機関業務の状況

当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)～(4) (略)

(5) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

証券仲介業務を除く証券取引法第65条第2項各号に掲げる登録金融機関業務に係る受入手数料について記載すること。記入については原則は約定基準によるものとするが、継続的に適用することを条件に受渡基準により記入することもできる。

(略)

(6) (略)

2 (略)

3 証券仲介業務の状況

証券仲介業務を行っていない登録金融機関は記載を要しない。

(1) 証券仲介業務に係る口座の状況

「口座数」の欄には、月末時点における委託証券会社の口座について、登録金融機関の証券仲介業務に係る口座数を記載すること。

「うち媒介等を行った口座数」の欄には、当月中に証券取引法第65条第2項第3号に掲げる有価証券について行う同号ハの行為及び同項第4号に掲げる有価証券について行う同号ロの行為(以下「媒介等」という。)に係る注文を登録金融機関を通じて発注した顧客の口座数を、約定に至ったか否かに関わらず記載すること。

(2) 媒介等手数料等の状況

「媒介等手数料」の欄には、月中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る媒介等にかかる手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、月中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る手数料のうち、媒介等手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「媒介等手数料」の欄に一括して記載すること。

4 (略)

5 (略)

(記載上の注意)

1 証券業務の状況

当期における証券業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)～(4) (略)

(5) 証券業務に係る受入手数料の状況

証券取引法第65条第2項各号に掲げる証券業務に係る受入手数料について記載すること。記入については原則は約定基準によるものとするが、継続的に適用することを条件に受渡基準により記入することもできる。

(略)

(6) (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

金融機関の証券業務に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改 正 案	現 行																																																
<p>別紙様式第6号(第31条第2号関係)</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0" style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関係会社に関する報告書 年 月 日から 年 月 日まで </td> <td style="padding: 0 20px;">(日本工業規格A4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">年 月 日提出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">商号又は名称</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">代表者の役職氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> </div> <p>1 親法人等及び子法人等の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">商号又は名称</th> <th style="width: 15%;">所 在 地</th> <th style="width: 30%;">主要な事業の内容</th> <th style="width: 40%;">関 係 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 親法人等及び子法人等との取引の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">商号又は名称</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">有 価 証 券</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">資 産</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">そ の 他</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">売買</th> <th style="width: 5%;">貸借</th> <th style="width: 3%;">その他</th> <th style="width: 5%;">売買</th> <th style="width: 5%;">貸借</th> <th style="width: 3%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 関係会社の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">商号又は名称</th> <th style="width: 15%;">所 在 地</th> <th style="width: 30%;">主要な事業の内容</th> <th style="width: 40%;">関 係 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係会社に関する報告書 年 月 日から 年 月 日まで	(日本工業規格A4)		年 月 日提出	商号又は名称	印	所在地		代表者の役職氏名	印	商号又は名称	所 在 地	主要な事業の内容	関 係 内 容					商号又は名称	有 価 証 券			資 産			そ の 他	売買	貸借	その他	売買	貸借	その他									商号又は名称	所 在 地	主要な事業の内容	関 係 内 容					<p>(新設)</p>
関係会社に関する報告書 年 月 日から 年 月 日まで	(日本工業規格A4)																																																
	年 月 日提出																																																
商号又は名称	印																																																
所在地																																																	
代表者の役職氏名	印																																																
商号又は名称	所 在 地	主要な事業の内容	関 係 内 容																																														
商号又は名称	有 価 証 券			資 産			そ の 他																																										
	売買	貸借	その他	売買	貸借	その他																																											
商号又は名称	所 在 地	主要な事業の内容	関 係 内 容																																														

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 親法人等及び子法人等の状況</p> <p>(1) 当期末現在の親法人等及び子法人等を記載すること。なお、<u>当期中</u>において変更があった場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(2) 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別及び資本関係又は人的関係の別を記載すること。</p> <p>2 親法人等及び子法人等との取引の状況</p> <p>(1) 当期中の親法人等及び子法人等との取引について記載すること。</p> <p>(2) 有価証券欄には、有価証券の売買その他の取引及び有価証券店頭デリバティブ取引について記載すること。</p> <p>(3) 資産欄には、資産の売買その他の取引(有価証券の売買その他の取引及び有価証券店頭デリバティブ取引を除く。)について記載すること。</p> <p>(4) その他欄には、その他の業務上又は財務上の取引について記載すること。</p> <p>3 関係会社の状況</p> <p>(1) 当期末現在の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項から第7項の規定により登録金融機関の親会社、子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社とされるものをいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(2) 関係内容欄には、親会社、子会社、関連会社等の別を記載すること。</p> <p>(3) 親会社、子会社及び関連会社の最近事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書(連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書をいう。))を作成している場合にあつては、当該連結財務諸表)を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別の事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。</p>	<p>(新設)</p>

証券会社に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十一号)

改正案	現 行														
別紙様式第1号の2 (第20条の2第4項関係) <div style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</div> <p style="text-align: center;">対象議決権保有届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長殿</p> <p>商号、名称又は氏名 印</p> <p>所在地、住所又は居所</p> <p style="text-align: right;"><u>届出又は報告義務発生日</u> 年 月 日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	別紙様式第1号の2 (第20条の2第4項関係) <p style="text-align: center;">対象議決権保有届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長殿</p> <p>商号、名称又は氏名 印</p> <p>所在地、住所又は居所</p> <p style="text-align: right;"><u>届出義務発生日</u> 年 月 日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>届出の委託を行う主要株主に関する事項</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">保有の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 特別の関係にある者が保有する議決権の数 </td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(A)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 証券会社又は証券持株会社の総株主の議決権数 </td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(B)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">議決権保有割合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(A/B × 100)</td> </tr> </table>	<u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u>		<u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u>		<u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u>		保有の目的		特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)	証券会社又は証券持株会社の総株主の議決権数	(B)	議決権保有割合	(A/B × 100)
<u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u>															
<u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u>															
<u>商号、名称又は氏名</u> <u>所在地、住所又は居所</u> <u>電話番号</u> <u>代表者の氏名</u>															
保有の目的															
特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)														
証券会社又は証券持株会社の総株主の議決権数	(B)														
議決権保有割合	(A/B × 100)														

(記載上の注意)

1 一般的事項

この様式において「議決権」とは、証券取引法第 28 条の 4 第 2 項に規定する議決権をいう。

この様式において「特別の関係にある者」とは、証券取引法施行令第 15 条の 2に規定する特別の関係にある者をいう。

(削る)

2 個別事項

届出又は報告義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の議決権の保有者(証券取引法第 28 条の 4 第 4 項の規定により、当該各号に定める数の議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。)となった日を記載すること。

(略)

提出者に関する事項

イ 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ (略)

ハ (略)

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者又は特別の関係にある者が現に保有する証券会社若しくは証券持株会社の議決権の数により記載すること。

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第二十八条の四第四項第一号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

(削る)

(記載上の注意)

1 一般的事項

この様式において「議決権」とは、法第 28 条の 4 第 2 項に規定する議決権をいう。

この様式において「特別の関係にある者」とは、令第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の関係にある者をいう。

— この様式において「証券持株会社」とは、証券会社の持株会社(法第 28 条の 4 第 1 項第 10 号に規定する持株会社をいう。)をいう。

— 第 20 条の 2 第 5 項の委託を受けた場合には、当該委託を受けた者(以下「受託者」という。)については「2 提出者に関する事項」に記載し、当該委託を行う者(以下「委託者」という。)については「3 届出の委託を行う主要株主に関する事項」に記載すること。

2 個別事項

届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の議決権(法第 28 条の 4 第 4 項の規定により保有しているとみなされる議決権を含む。)の保有者となった日を記載すること。

(略)

提出者に関する事項

イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ (略)

ハ (略)

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する証券会社又は証券持株会社の議決権の数を記載すること。

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には、法第 28 条の 4 第 4 項第 1 号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

— 委託を行う主要株主に関する事項

- | | |
|--|---|
| | <p><u>イ 委託者が複数ある場合には、「商号、名称又は氏名 所在地、住所又は居所 電話番号 代表者の氏名」欄は、これらの事項に関し、すべての委託者についてまとめて記載した書面を添付することにより、その記載に代えることができる。</u></p> <p><u>ロ 「保有の目的」欄は、保有の目的が異なる者がある場合にはその旨が明確となるように記載することとし、すべての委託者の保有の目的が委託を受けた者と同じである場合には記載を省略することができる。</u></p> |
|--|---|

改正案	現行																				
別紙様式第2号(第32条第1項関係) (日本工業規格A4) 第 期営業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日提出 (略) 1 業務の状況 ~ (略) 分別保管の状況 (略) 有価証券の分別保管の状況 (略) 有価証券の分別保管の状況(保管場所別)	別紙様式第2号(第32条第1項関係) (日本工業規格A4) 第 期営業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日提出 (略) 1 業務の状況 ~ (略) 分別保管等の状況 (略) 有価証券の分別保管等の状況 (略) 有価証券の分別保管等の状況(保管等場所別)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所及び国名</th> <th>保管方法</th> <th>区 分</th> <th>数・額面金額</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所及び国名	保管方法	区 分	数・額面金額	単 位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保管等場所及び国名</th> <th>保管等方法</th> <th>区 分</th> <th>数・額面金額</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保管等場所及び国名	保管等方法	区 分	数・額面金額	単 位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
保管場所及び国名	保管方法	区 分	数・額面金額	単 位																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																	
保管等場所及び国名	保管等方法	区 分	数・額面金額	単 位																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																	
2 経理の状況 (略)	2 経理の状況 (略)																				
(記載上の注意) 1 業務の状況 ~ (略) 分別保管の状況 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 (略) 有価証券の分別保管の状況 イ~ニ (略) 有価証券の分別保管の状況(保管場所別) イ 当期末現在における法第47条第1項の規定により自己の固有財産と分別して保管	(記載上の注意) 1 業務の状況 ~ (略) 分別保管等の状況 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 (略) 有価証券の分別保管等の状況 イ~ニ (略) 有価証券の分別保管等の状況(保管等場所別) イ 当期末現在における法第47条第1項の規定により自己の固有財産と分別して保管																				

している有価証券及び社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券について、保管場所及び保管方法ごとに記載すること。

ロ 「保管場所及び国名」の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

ハ 「保管方法」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

二~へ (略)

2 経理の状況 (略)

している有価証券及び社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券について、保管等場所及び保管等方法ごとに記載すること。

ロ 「保管等場所及び国名」の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

ハ 「保管等方法」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

二~へ (略)

2 経理の状況 (略)

証券仲介業種に関する登録命令 (平成十五年登録命令第一号)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号(第1条関係) (日本工業規格A4) (第1面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>申請者 主たる営業所等の住所 商号又は名称 氏名 印 (法人にあっては、代表者の<u>役職・氏名</u>) <u>電話番号</u></p> <p style="text-align: center;">登 録 申 請 書</p> <p>証券取引法第66条の2の規定により証券仲介業者の登録を申請します。</p>	<p>別紙様式第1号(第1条関係) (日本工業規格A4) (第1面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>申請者 主たる営業所等の住所 商号又は名称 氏名 印 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">登 録 申 請 書</p> <p>証券取引法第66条の2の規定により証券仲介業者の登録を申請します。</p>
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。</p> <p>2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)</p> <p>3 <u>外国の法律に準拠して設立された法人については、主たる営業所等の住所として国内における主たる営業所等の住所を記載するとともに、本店の住所を()書きで併記すること。また、「代表者の役職・氏名」としては「日本における代表者」及び「その氏名」を記載すること。</u></p> <p>4 <u>個人については、「主たる営業所等の住所」欄に、国内において証券仲介業を行う主たる営業所等の住所を記載すること。</u></p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。</p> <p>2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)</p>

改正案			現行		
(第2面)			(第2面)		
* 登録番号	財務(支)局長(仲)第号(年月日)		* 登録番号	財務(支)局長(仲)第号(年月日)	
1. 法人・個人の別 (ふりがな)	個人	法人	1. 法人・個人の別 (ふりがな)	個人	法人
2. 商号又は名称 (ふりがな)			2. 商号又は名称 (ふりがな)		
3. 氏名			3. 氏名		
4. 役員の氏名		別添1のとおり	4. 役員の氏名		別添1のとおり
5. 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地		別添2のとおり	5. 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地		別添2のとおり
6. 所属証券会社等の商号又は名称		別添3のとおり	6. 所属証券会社等の商号又は名称		別添3のとおり
7. 他に営んでいる事業の種類		別添4のとおり	7. 他に行っている事業の種類		別添4のとおり
8. 個人の登録申請者の兼職状況		別添5のとおり	8. 個人の登録申請者の兼職状況		別添5のとおり
9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況		別添6のとおり	9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況		別添6のとおり
10. 登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称		別添7のとおり	10. 登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称		別添7のとおり
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
1 「*登録番号」には、記載しないこと。			1 「*登録番号」には、記載しないこと。		
2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに 印をつけること。			2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに 印をつけること。		
3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」、「4. 役員の氏名」			3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」、「4. 役員の氏名」		
(1) 法人は商号又は名称を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。			(1) 法人は商号を「2. 商号又は名称」に、記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。		
(2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。			(2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。		
(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に()書きで併せて記載することができる。			(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に()書きで合わせて記載することができる。		
(4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員の氏名」への記載は省略すること。			(4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員の氏名」への記載は省略すること。		
4 「5. 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。			4 「5. 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。		
5 「6. 所属証券会社等の商号又は名称」には、当該所属証券会社等の登録番号を併せて記載すること。			5 「6. 所属証券会社等の商号又は名称」には、当該所属証券会社等の登録番号を併せて記載すること。		
6 「7. 他に営んでいる事業の種類」、「8. 個人の登録申請者の兼職状況」及び「9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。			6 「7. 他に行っている事業の種類」、「8. 個人の登録申請者の兼職状況」及び「9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。		
7 「登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称」には、所属証券会社等が複数ある場合のみ記載すること。			7 「登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称」には、所属証券会社等が複数ある場合のみ記載すること。		

改正案		現行	
(第8面)		(第8面)	
(別添6：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)		(別添6：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)	
商号又は名称		商号又は名称	
(年 月 日現在)		(年 月 日現在)	
(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類
<p>(注意事項)</p> <p>役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類または他に営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類または他に営んでいる事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。</p>		<p>(注意事項)</p> <p>役員が常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類または他に営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類または他に営んでいる事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。</p>	

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：登録申請者の事故による損失の補填を行う所属証券会社等の商号又は名称)</p> <p style="text-align: center;"><u>商号又は名称</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>登録申請者の事故による損失の補填を行う所属証券会社等の商号又は名称</u></p> </div> <p>(注意事項)</p> <p>証券仲介業者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号若しくは名称に変更があった場合又は所属証券会社等が2以上になった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。</p>	<p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：登録申請者の事故による損失の補填を行う所属証券会社等の商号又は名称)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; margin: 10px 0;"></div> <p>(注意事項)</p> <p>証券仲介業者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称に変更があった場合または所属証券会社等が2以上になった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。</p>

有価証券に係る投資顧問業の規制等に係る法律施行規則 (昭和六十一年 大蔵省令第五十四号)

改正案	現行														
<p>別紙様式第十八号チ (第 28 条の 2 第 4 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">対象議決権保有届出書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項</p>	<p>別紙様式第十八号チ (第 28 条の 2 第 4 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">対象議決権保有届出書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 届出の委託を行う主要株主に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1283 547 2119 1305"> <tr> <td data-bbox="1283 547 1552 703"> 商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名 </td> <td data-bbox="1552 547 2119 703"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 703 1552 860"> 商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名 </td> <td data-bbox="1552 703 2119 860"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 860 1552 1016"> 商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名 </td> <td data-bbox="1552 860 2119 1016"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 1016 1552 1061"> 保有の目的 </td> <td data-bbox="1552 1016 2119 1061"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 1061 1709 1139"> 特別の関係にある者が保有する議決権の数 </td> <td data-bbox="1709 1061 2119 1139"> (A) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 1139 1709 1259"> 認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数 </td> <td data-bbox="1709 1139 2119 1259"> (B) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 1259 1709 1305"> 議決権保有割合 </td> <td data-bbox="1709 1259 2119 1305"> (A/B × 100) </td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項</p>	商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名		商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名		商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名		保有の目的		特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)	認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数	(B)	議決権保有割合	(A/B × 100)
商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名															
商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名															
商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名															
保有の目的															
特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)														
認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数	(B)														
議決権保有割合	(A/B × 100)														

(略)

(略)

(削る)

2 個別事項

届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権の保有者(法第27条第5項の規定により、同項各号に定める数の議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。)となつた日を記載すること。

(略)

(略)

(削る)

(略)

(略)

— 第28条の2第5項の委託を受けた場合には、当該委託を受けた者(以下「受託者」という。)については「2 提出者に関する事項」に記載し、当該委託を行う者(以下「委託者」という。)については「3 届出の委託を行う主要株主に関する事項」に記載すること。

2 個別事項

届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権(法第27条第5項の規定により保有しているとみなされる議決権を含む。)の保有者となつた日を記載すること。

(略)

(略)

— 委託を行う主要株主に関する事項

イ 委託者が複数ある場合には、「商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名」欄は、これらの事項に関し、すべての委託者についてまとめて記載した書面を添付することにより、その記載に代えることができる。

ロ 「保有の目的」欄は、保有の目的が異なる者がある場合にはその旨 が明確となるように記載することとし、すべての委託者の保有の目的が委託を受けた者と同じである場合には記載を省略することができる。

改正案	現 行														
別紙様式第6号の2(第19条の2第4項関係)	別紙様式第6号の2(第19条の2第4項関係)														
対象議決権保有届出書	対象議決権保有届出書														
1 (略)	1 (略)														
2 (略)	2 (略)														
(削る)	3 届出の委託を行う主要株主に関する事項														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保有の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別の関係にある者が保有する議決権の数</td> <td style="text-align: center;">(A)</td> </tr> <tr> <td>投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数</td> <td style="text-align: center;">(B)</td> </tr> <tr> <td>議決権保有割合</td> <td style="text-align: center;">(A/B×100)</td> </tr> </table>	商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名		商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名		商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名		保有の目的		特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)	投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数	(B)	議決権保有割合	(A/B×100)
商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名															
商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名															
商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名															
保有の目的															
特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)														
投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数	(B)														
議決権保有割合	(A/B×100)														
(記載上の注意)	(記載上の注意)														
1 一般的事項	1 一般的事項														

<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 個別事項</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>— 第19条の2第5項の委託を受けた場合には、当該委託を受けた者(以下「受託者」という。)については「2 提出者に関する事項」に記載し、当該委託を行う者(以下「委託者」という。)については「3 届出の委託を行う主要株主に関する事項」に記載すること。</p> <p>2 個別事項</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>— <u>委託を行う主要株主に関する事項</u></p> <p>イ <u>委託者が複数ある場合には、「商号、名称又は氏名 所在地又は住所(居所) 電話番号 代表者の氏名」欄は、これらの事項に関し、すべての委託者についてまとめて記載した書面を添付することにより、その記載に代えることができる。</u></p> <p>ロ <u>「保有の目的」欄は、保有の目的が異なる者がある場合にはその旨 が明確となるように記載することとし、すべての委託者の保有の目的が委託を受けた者と同じである場合には記載を省略することができる。</u></p>
--	--